

賦課事務要領

1 介護保険料について

1. 介護保険料の概要	
(1) 神戸市の第1号被保険者の保険料	----- P. 1
(2) 保険料の納付者	----- 1
(3) 保険料納付の開始・終了	----- 2
2. 保険料の決まり方	
(1) 保険料段階	----- 4
(2) 保険料の算定	----- 9
3. 保険料の納め方（徴収方法）	
(1) 特別徴収	----- 10
(2) 普通徴収	----- 13
4. 納期ごとの保険料の決まり方	----- 14

2 賦課事務について

1. 概 要	----- 17
2. 所得・税情報等の把握	
(1) 税リンクージ処理による所得・税情報把握	----- 21
(2) 他都市所得照会	----- 24
(3) 生活保護等受給者情報把握	----- 30
(4) 老齢福祉年金受給者情報把握	----- 32
(5) 境界層該当者情報把握	----- 35
(6) 保険料減免事務	----- 37
3. 納付（徴収）方法の決定	
(1) 特別徴収対象者確定	----- 39
(2) 特別徴収異動情報の送付	----- 43
(3) 特別徴収不能情報の受理	----- 44
(4) 普通徴収対象者の納付方法	----- 47
4. 保険料算定と納入通知書作成・送付	----- 48
5. 保険料の遡及賦課	----- 51

1. 介護保険料について

1. 介護保険料の概要

(1) 神戸市の第1号被保険者の保険料

保険料率	(神戸市介護保険条例第8条)	⇒ 令和3年度改定(令和3～5年度料率)
第1段階	19,200円/年	※5年度は、公費投入による低所得者軽減措置により、1～3段階について本来の保険料から一部減額を行っている。
第2段階	34,560円/年	
第3段階	53,760円/年	
第4段階	69,120円/年	
第5段階	76,800円/年 (基準額)	
第6段階	84,480円/年	
第7段階	88,320円/年	
第8段階	111,360円/年	
第9段階	126,720円/年	
第10段階	130,560円/年	
第11段階	134,400円/年	
第12段階	153,600円/年	
第13段階	161,280円/年	
第14段階	176,640円/年	
第15段階	192,000円/年	

- ・実際に賦課する保険料は10円単位（10円未満切り捨て）としています。
(神戸市介護保険条例第11条)

(2) 保険料の納付者

①第1号被保険者と第2号被保険者の保険料

40歳以上の者には介護保険の加入が義務づけられています。(介護保険法第9条)

65歳以上を第1号被保険者とといいます。

40～64歳を第2号被保険者とといいます。

②第2号被保険者の保険料について

- ・加入している医療保険（国民健康保険、職場の健康保険など）の保険料算定にもとづき、医療保険料に含めて納めます。
- ・具体的な保険料の算定方法や減免制度は、被保険者に各医療保険者に尋ねてもらってください。

③第1号被保険者の保険料について

- ・各市町村が徴収するので、介護医療係では、第1号被保険者の保険料の賦課事務を行うこととなります。
- ・被保険者1人ひとりについて保険料を算定し、被保険者1人ひとりが納付します。医療保険のような被扶養者の保険料免除はありません。

④64歳から65歳になった時の保険料について

- ・自動的に第2号被保険者から第1号被保険者になります（被保険者の加入手続き不要）。
- ・65歳の誕生日の前日の属する月の分から第1号被保険者の保険料を賦課します。納付はその翌月から始まります。65歳到達より前の月の分までは、第2号被保険者の保険料を医療保険料に含めて納付しています。なお、国民健康保険の場合は、それ以前の月の分までの保険料を年度末まで均等に割り振って納めることになっているため、誤って重複して保険料がかかっているのではといった問い合わせがありますが、これは誤っているわけではありません。（3月2日～末日の誕生日の方は、6月に賦課し当月から納付が始まります）

（3）保険料の賦課および納付の開始・終了

①賦課開始

- ・神戸市の第1号被保険者になった日（神戸市外から転入した日、65歳の誕生日の前日※）の属する月の分から保険料がかかります。

※誕生日から計算を開始して次の誕生日の前日が1歳到達日（1年が経過した日）になるため、65歳の誕生日の前日が65歳到達日になります。

（年齢計算に関する法律2項、民法143条）

実際に納めていただくのは、その翌月からになります。（ただし、市外転入者の場合はオンライン入力により当月からとすることもできます）

②賦課終了

- ・神戸市の第1号被保険者でなくなった日（神戸市外へ転出予定日の翌日、転出した日（実定日）、死亡した日の翌日）の属する月の前月の分まで納付していただきます。
- ・資格事務における市外転出日の設定方法は次のとおりです。

①日本人の場合

- ・市外へ転出する旨を区に届けた際の転出予定日に1日加えた日を資格喪失日とする。
- ・転出予定日と実際に転出した日（実定日）が異なった場合、実定日を修正する。（日次の資格プルーフにより確認できる）

②外国人の場合

- ・市外へ転出する旨を区に届けた翌日に「外国人転出予定者チェックリスト」を各区に送付するので、転出予定日に1日加えた日を資格喪失日とする。
- ・転出予定日と実際に転出した日(実定日)が異なった場合、実定日を修正する。(日次の資格プルーフにより確認できる)

2. 保険料の決まり方

(1) 保険料段階

所得などに応じた 15 段階の保険料段階を設けています。(介護保険法施行令 39 条・施行令附則 11 条、神戸市介護保険条例 8 条)

- ① 保険料段階「1」(基準額・保険料段階「5」の金額の 0.25 倍)
 - ・賦課期日(毎年度 4 月 1 日、年度途中資格取得者は資格取得日)現在において、市民税非課税世帯(減免によらずに)である老齢福祉年金受給者。
 - ・生活保護受給者(中国残留邦人支援法による支援給付金受給者は、生活保護受給者とみなし同様の扱いをします。)
 - ・上記以外で賦課期日現在、市民税非課税世帯で本人の公的年金等の収入金額+合計所得金額が 80 万円以下の人
 - ・要保護者(生活保護者ではないが保護を必要とする人)であって、その人が課される保険料額についてこのランクが適用されたなら、保護を必要としない状態となる人。(いわゆる境界層該当者)

- ② 保険料段階「2」(基準額・保険料段階「5」の金額の 0.45 倍)
 - ・①以外で賦課期日現在、市民税非課税世帯で本人の公的年金等の収入金額+合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の人
 - ・要保護者であって、その人が課される保険料額についてこのランクが適用されたなら、保護を必要としない状態になる人。(いわゆる境界層該当者)

- ③ 保険料段階「3」(基準額・保険料段階「5」の金額の 0.7 倍)
 - ・①②以外で賦課期日現在、市民税非課税世帯で本人の公的年金等の収入金額+合計所得金額が 120 万円超の人
 - ・要保護者であって、その人が課される保険料額についてこのランクが適用されたなら、保護を必要としない状態になる人。(いわゆる境界層該当者)

- ④ 保険料段階「4」(基準額・保険料段階「5」の金額の 0.9 倍)
 - ・①~③以外で本人は市民税非課税かつ本人の公的年金等の収入金額+合計所得金額が 80 万円以下で世帯に課税の人がいる人。
 - ・要保護者であって、その人が課される保険料額についてこのランクが適用されたなら、保護を必要としない状態になる人。(いわゆる境界層該当者)

- ⑤ 保険料段階「5」(基準額)
 - ・①～④以外で本人は市民税非課税かつ本人の公的年金等の収入金額+合計所得金額が80万円超で世帯に課税の人がいる人。
 - ・要保護者であって、その人が課される保険料額についてこのランクが適用されたなら、保護を必要としない状態になる人。(いわゆる境界層該当者)

- ⑥ 保険料段階「6」(基準額・保険料段階「5」の金額の1.1倍)
 - ・①～⑤以外で本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人。

- ⑦ 保険料段階「7」(基準額・保険料段階「5」の金額の1.15倍)
 - ・①～⑥以外で本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人。

- ⑧ 保険料段階「8」(基準額・保険料段階「5」の金額の1.45倍)
 - ・①～⑦以外で本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人。

- ⑨ 保険料段階「9」(基準額・保険料段階「5」の金額の1.65倍)
 - ・①～⑧以外で本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人。

- ⑩ 保険料段階「10」(基準額・保険料段階「5」の金額の1.7倍)
 - ・①～⑨以外で本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人500万円未満の人。

- ⑪ 保険料段階「11」(基準額・保険料段階「5」の金額の1.75倍)
 - ・①～⑩以外で本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人600万円未満の人。

- ⑫ 保険料段階「12」(基準額・保険料段階「5」の金額の2倍)
 - ・①～⑪以外で本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の人700万円未満の人。

- ⑬ 保険料段階「13」(基準額・保険料段階「5」の金額の2.1倍)
 - ・①～⑫以外で本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上の人800万円未満の人。

- ⑭ 保険料段階「14」(基準額・保険料段階「5」の金額の2.3倍)
 - ・①～⑬以外で本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上の人1,000万円未満の人。

- ⑮ 保険料段階「15」(基準額・保険料段階「5」の金額の2.5倍)
 - ・①～⑭以外で本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人。

※介護保険料の算定に使用する「合計所得金額」は、地方税法第 292 条第 1 項 13 号に規定される合計所得金額より、土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額を言います。

※市民税非課税者については、上記金額よりさらに公的年金等にかかる雑所得を控除した金額を言います。

※税制改正により令和 3 年度から、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から 10 万円控除した金額（ただし、控除後の合計額が 0 円を下回る場合は 0 円とする）で合計所得金額を算定し直して、介護保険料の計算を行います。

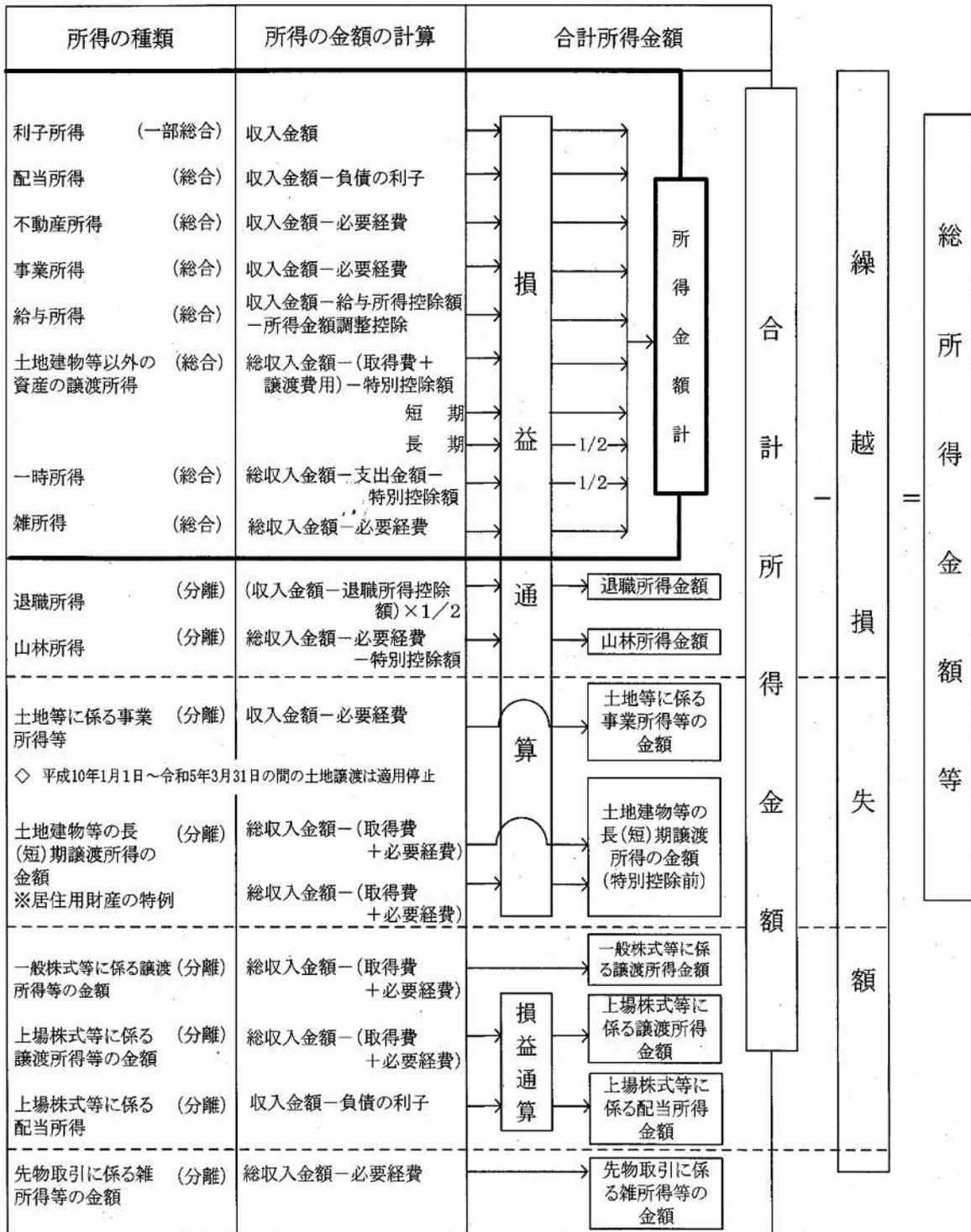
（令和 2 年度以前と同水準となるよう合計所得金額を調整します。）

本人	世帯	内 容	保険料段階
非課税	非課税	・生活保護受給あり ・老齢福祉年金受給あり ・年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下	1
		・年金収入＋合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下	2
		・年金収入＋合計所得金額が 120 万円超	3
		・年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下	4
		・年金収入＋合計所得金額が 80 万円超	5
課税	課税	・合計所得金額が 120 万円未満	6
		・合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	7
		・合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	8
		・合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満	9
		・合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	10
		・合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	11
		・合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満	12
		・合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満	13
		・合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	14
		・合計所得金額が 1,000 万円以上	15

- ・生活保護（支援給付金）受給、老齢福祉年金受給の有無や世帯を構成する人は、賦課期日（毎年度4月1日もしくは年度途中資格取得者は資格取得日）時点で判定し保険料を決定します。
- ・賦課期日以降に生活保護（支援給付金）開始となった場合は、開始日より賦課ランク「1」として月割計算をもって保険料を再計算します。
- ・賦課期日以降に老齢福祉年金受給開始となった場合（8月に支給開始）、当該年度は賦課期日時点の保険料段階となります。ただし、翌年度は賦課ランク「1」になります。
- ・賦課期日以降に生活保護（支援給付金）廃止又は老齢福祉年金全額停止になった場合でも、当該年度の保険料段階「1」はそのままで変更されません。（賦課期日に遡って廃止または停止となった場合は変更されます。）
- ・課税、非課税は市町村民税の課税、非課税です（都道府県民税ではない）。
- ・市町村民税の非課税とは、保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が、所得割、均等割ともに、税減免によらず（減免前で）に課税されていないことです。
- ・課税未申告者及び未把握者は非課税と取り扱います。
- ・市外転入者（世帯員含む）で他市町村（転入前の住所地）へ所得・税情報の照会を行っている場合は、暫定的に第5段階を設定し被保険者に第5段階の保険料を通知します。その後、回答に基づき正式に決定した保険料を通知します。（保険料が変更した場合のみ）
- ・合計所得金額の算出方法は、次頁「合計所得金額の算出の流れ」を参照してください。

14. 合計所得金額算出の流れ

(令和3年分所得税・令和4年度市県民税)



現年分離課税となる退職所得及び利子割の対象となる利子所得については、上記の計算の対象外。

(2) 保険料の算定

$$(\text{基準額} \times \text{割合} / 100)^{(\text{注}1)} \times \text{加入月数}^{(\text{注}2)} / 12^{(\text{注}3)} - \text{減免額} = \text{保険料額}$$

(注1)

「基準額×割合／100」は賦課ランクの保険料率を表します。

- ・ 賦課ランク 1 ⇒ 「基準額× 25／100」
- ・ 賦課ランク 2 ⇒ 「基準額× 45／100」
- ・ 賦課ランク 3 ⇒ 「基準額× 70／100」
- ・ 賦課ランク 4 ⇒ 「基準額× 90／100」
- ・ 賦課ランク 5 ⇒ 「基準額× 100／100」
- ・ 賦課ランク 6 ⇒ 「基準額× 110／100」
- ・ 賦課ランク 7 ⇒ 「基準額× 115／100」
- ・ 賦課ランク 8 ⇒ 「基準額× 145／100」
- ・ 賦課ランク 9 ⇒ 「基準額× 165／100」
- ・ 賦課ランク 10 ⇒ 「基準額× 170／100」
- ・ 賦課ランク 11 ⇒ 「基準額× 175／100」
- ・ 賦課ランク 12 ⇒ 「基準額× 200／100」
- ・ 賦課ランク 13 ⇒ 「基準額× 210／100」
- ・ 賦課ランク 14 ⇒ 「基準額× 230／100」
- ・ 賦課ランク 15 ⇒ 「基準額× 250／100」

令和5年度の基準額（月額） は、¥6,400 です。

(注2)

加入月数（月割賦課）は以下のような基準で計算されます。

- ・ 資格取得した場合⇒資格取得日の属する月から年度末までの月数
資格取得日…65歳到達日（65歳誕生日前日）、市外転入日当日
- ・ 資格喪失した場合⇒賦課期日月（4月）又は資格取得日月から資格喪失日の属する月の前月までの月数
資格喪失日…死亡日の翌日、転出予定日の翌日(実定日を入力の場合は実定日当日)

(注3)

なお、月割賦課後（基準額×割合／100×加入月数／12）の保険料の確定金額（年額）に10円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てます。（10円単位で賦課します）

3. 保険料の納め方（徴収方法）

受給している年金の金額の違いなどによって特別徴収と普通徴収のいずれかの徴収方法に決まります。

（1）特別徴収（偶数月納付・6期）

（介護保険法 131、134、141 条・介護保険法施行令 40～42 条の 2）

特別徴収とは、年金保険者（厚生労働大臣、共済組合等）が第 1 号被保険者に公的年金を支払う際（年 6 回の偶数月 15 日頃）に引去りし、市町村に納入する方法のことをいいます。

納期ごとに納める保険料（期別保険料）は 100 円単位で 100 円未満の端数は原則として 10 月に積みます。

①仮徴収額と本徴収額

（ア）仮徴収額（4月、6月、8月）の設定

- ・特別徴収（本徴収）対象者は、保険料確定までの 4・6・8 月は仮徴収額として 2 月の引き去り額と同額を徴収します。ただし、同額を 4・6・8 月と徴収すると 10 月以降の徴収額が極端に増減するときは、6・8 月の徴収額を変更することができます（平準化）。この計算方法については後述します。

6 月分の仮徴収額変更… 4 月月例時に生活保護【支援給付金】受給者を対象に新年度第 1 段階保険料を基に 6、8 月徴収額の減額調整をする。
増額調整は行わない。（2 期変更）

8 月分の仮徴収額変更… 6 月確定賦課時に新年度保険料を基に 8 月徴収額の増額・減額調整をする。（3 期変更）

- ・特別徴収追加捕捉対象者は翌年度 4・6・8 月のいずれかの時期に仮徴収から特別徴収を開始します（特徴開始複数回化）。

4 月または 6 月に特徴を開始する場合は前年度の保険料段階を前提に仮徴収額を計算する方法をとります。

8 月開始の場合は 6 月当初賦課計算をうけて決定後の保険料で 6・7 月普徴、8 月以降特徴として各期徴収額を計算します。

（イ）本徴収額（10月、12月、2月）の設定

- ・6 月当初賦課時に決定する賦課ランク及び保険料年額を反映して設定されます。

仮徴収 2・3 期の額を調整しない場合の計算式は次のとおりです。

特→特（保険料年額－仮徴収金額）÷ 3 = 本徴収期割保険料
端数を 10 月分に上乗せ。

普→特 保険料年額 ÷ 6 = 本徴収期（10,12,2月）期割保険料（100円未満切捨て）
 （保険料年額 - 本徴収期割保険料 × 3） ÷ 4 = 普通徴収分（6～9月）の期割保険料
 （10円未満の端数切捨て）
 端数を普通徴収1期に上乘せする。

②特別徴収対象者確定事務の流れ

（ア）年金保険者からの通知（年金保険者→国保連→市町村）

- ・当該年の賦課期日（4月1日）現在において、当該年の6月1日から翌年5月31日までの間に支払を受けるべき年金給付の額が政令で定める額（年額18万円）以上の年金受給者について、5月下旬に年金保険者（厚生労働大臣及び地方公務員共済連合会）から国保連合会を経由して市町村に特別徴収候補者のデータが送付されます。

（イ）特別徴収対象者の確定と年金保険者への通知（市町村→国保連→年金保険者）

- ・5月下旬に年金保険者から国保連合会経由で送付された特別徴収候補者のデータと神戸市介護保険資格データを突合し、調査したうえで特別徴収対象者を確定させます。
- ・確定したデータに保険料情報を付加し、7月上旬に国保連合会を経由して年金保険者に送付します。
- ・このデータに基づき特別徴収が行われます。特別徴収の切り替え時期は10月（本徴収から）となります。

（ウ）特徴本徴収及び特徴追加捕捉分の特徴開始時期は次の表のとおりです。

	捕捉時期(基準日)	特徴開始月	対象者確定及び納通発行月
1	4月1日	10月	6月当初一斉時 7月月例時（最終）
2	6月1日	翌年度4月	2月月例
3	8月1日		
4	10月1日		
5	12月1日	翌年度6月	翌年度4月月例
6	2月1日	翌年度8月	翌年度6月当初一斉時

※被保険者からの問合せ等で開始時期を回答する場合、「およそ半年～1年」と説明してください。（仮に4/2以降年金支給開始となった時は、翌年度4月開始となるため）

【特別徴収にならない事由】

- ・年度途中（4月2日以降）に本市第1号被保険者の資格を取得（65歳到達、市外転入など）した場合。

特別徴収追加捕捉対象者として追加捕捉された場合でも、特別徴収開始は翌年度4月以降となる。
- ・65歳になって**新たに支給される老齢基礎年金**が4月に支給されていない場合。

年金の支給は、年金支給事務の関係で概ね裁定日から50日程度を要する。このため、2月下旬以降に65歳の誕生日を迎えるほとんどの人の老齢基礎年金の支給は6月（4/5月分）からとなり、4月支給時に支給されず4月1日捕捉の対象外となる。

なお、遺族・障害年金については65歳未満でも受給できるため、該当の場合は65歳到達の直近の基準日に引去り対象者として捕捉され得る。
- ・老齢基礎年金が年額18万円未満である場合。（仮に老齢厚生年金又は退職共済年金が18万円以上であっても特別徴収にならない）

老齢基礎年金がすべての国民が共通に受給することとなるものであることから、この年金からの引去りが適当であると考え規定されている。
- ・年金保険者への届出住所が住民票住所と異なる場合。

届出住所先の市町村に特徴候補者データが送付されてしまい、神戸市にはデータが来ないため、特徴対象者にできない。
- ・年金担保貸付の返済開始により4月1日（追加捕捉時はその基準日）年金支給額が無い場合。
- ・現況届が未提出であることから4月1日時点の年金支給額が無い場合。
- ・国家公務員共済組合、私学共済組合、地方公務員共済組合の加入者のうち大正15年4月1日以前生まれ（昭和61年4月1日年金法改正時に既に60歳を超えている）で昭和61年4月1日以降に退職した場合。

介護保険法施行令40条の特別徴収可能な年金には規定されていない退職共済年金が支給されており、老齢基礎年金は支給されていない。

③特別徴収停止依頼（市町村→国保連経由→年金保険者）

- （ア）特別徴収対象者について下記の異動があった場合、市町村から特別徴収停止依頼を国保連経由で年金保険者へ行きます。
- ・被保険者資格を喪失した場合（死亡、転出、適用除外開始等）
 - ・年次依頼(7月月例処理時)以降保険料が減額した場合（減免決定、保険料段階更正）
- （イ）住所地特例該当・非該当、仮徴収額変更の異動があった場合には、異動内容を年金保険者へ通知します。
- （ウ）処理時期等については以下のようになっています。
- ・処理時期：月例処理時（データ送付時期：国保連合会に11日までに送付）
 - ・反映期：偶数月の場合→翌偶数月（例：8月月例処理分…10月年金引去り停止）
奇数月の場合→翌々偶数月（例：9月月例処理分…12月年金引去り停止）

④特別徴収不能通知（年金保険者→国保連経由→市町村）

（ア）年金保険者から特別徴収できなかった人の特別徴収結果が通知されます（偶数月の月末）。

これに基づき徴収方法を普通徴収に変更します。

（イ）普通徴収に変更となるのは通常、特別徴収停止期の翌月からです。

〔具体例〕年金保険者において特別徴収できず特別徴収が停止となる事由

- ・年金担保貸付金の返済が開始された場合
- ・受給年金の変更があってもともと対象になっていた年金が停止になった場合
- ・現況届未提出により年金支給が停止された場合

（２）普通徴収（６月～３月の毎月納付・１０期）（介護保険法 131 条）

普通徴収とは、年金からの特別徴収ができない被保険者について、納付書、口座振替等により市町村が直接、納入を求めて徴収する方法のことです。

介護保険料の徴収方法については、特別徴収による場合を除くほか、普通徴収によらなければならない、と規定されています。（本人希望による選択は出来ない）

新規資格取得者は必ず普通徴収から始まります。また、過年度調定は必ず普通徴収となります。

①普通徴収を行う場合

特別徴収対象者の要件に該当しない（しなくなった）場合

- ・年度途中（４月２日以降）に本市第１号被保険者の資格を取得（６５歳到達、市外転入など）した場合（特徴追加捕捉対象者として翌年４月以降特別徴収に変更になる場合がありますが、当年度中は普通徴収になります。）
- ・老齢・退職・遺族・障害のいずれの年金も年額 18 万円（月額 1 万 5 千円）未満の者
- ・特別徴収対象者で年度途中（**年次依頼〔7 月月例処理時〕以降**）に保険料を変更した場合（**減額⇒特徴停止、増額⇒両徴**）。ただし、減額の場合は 1 2 月月例以降の 6 期停止依頼よりあとになると 6 期および翌年度仮徴収は止めない。
- ・特別徴収対象者で年度途中に特別徴収が不能になった場合。（年金種類の変更があった場合、現況届未提出、年金担保貸付金返済により年金の支払いがない場合など）

②普通徴収対象者の納付方法

納付書納付のほか、口座振替、代理納付（生活保護・支援給付金受給者のみ）の納付方法があります。

納期ごとに納める保険料（期別保険料）は 10 円単位で端数は最初の納期に積みます。

平成 30 年 2 月より、納付書によるコンビニ納付が出来るようになりました。

また、令和 2 年 4 月より新たにスマホ決済が導入されました。

【特別徴収と普通徴収の併用（両徴）】

特別徴収の**年次依頼〔7 月月例処理時〕以降**、保険料が増額変更となった場合には、すでに決定している特別徴収に併せて増額分について普通徴収を行います。

4. 納期ごとの保険料の決まり方

いずれのケースも令和5年度の保険料段階「5」（年間保険料76,800円）を基準に説明しています。

① 特別徴収者の納付パターン

仮徴収3期減額パターン

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額	特 13,500		特 13,500		特 11,400		特 12,800		特 12,800		特 12,800		76,800

8月(仮徴収3期)の額を減額している。保険料確定時(当初賦課)、年額を6で割り100円未満切り捨てて10月以降の徴収額とする。年額から4・6・10・12・2月の金額を引いた金額を8月の徴収額とする。

$$76,800 \text{円} \div 6 \Rightarrow 12,800 \text{円} \text{ (100円未満端数切捨て)} \Rightarrow 10, 12, 2 \text{月の徴収額}$$

$$(76,800 \text{円} - 12,800 \text{円} \times 3 - 13,500 \text{円} \times 2) = 11,400 \text{円} \Rightarrow 8 \text{月の徴収額}$$

仮徴収3期増額パターン(1)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額	特 11,800		特 11,800		特 14,800		特 12,800		特 12,800		特 12,800		76,800

8月(仮徴収3期)の額を増額している。保険料確定時(当初賦課)、年額を6で割り100円未満切り捨てて10月以降の徴収額とする。年額から4・6・10・12・2月の金額を引いた金額を8月の徴収額とする。

$$76,800 \text{円} \div 6 \Rightarrow 12,800 \text{円} \text{ (100円未満端数切捨て)} \Rightarrow 10, 12, 2 \text{月の徴収額}$$

$$(76,800 \text{円} - 12,800 \text{円} \times 3 - 11,800 \text{円} \times 2) = 14,800 \text{円} \Rightarrow 8 \text{月の徴収額}$$

仮徴収3期増額パターン(2)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額	特 10,500		特 10,500		特 14,100		特 13,900		特 13,900		特 13,900		76,800

上記の増額パターン(1)で計算した8月の徴収額を計算した場合次の通りとなる。

$$76,800 \text{円} \div 6 \Rightarrow 12,800 \text{円} \text{ (100円未満端数切捨て)} \Rightarrow 10, 12, 2 \text{月の徴収額}$$

$$(76,800 \text{円} - 12,800 \text{円} \times 3 - 10,300 \text{円} \times 2) = 17,800 \text{円} \Rightarrow 8 \text{月の徴収額}$$

増額パターン(1)で計算した8月徴収額が、保険料年額の20%を超える場合または30,000円を超える場合は保険料年額から4・6月の金額を引いた残額を4で割り100円未満を切り捨てた金額を10月以降の徴収金額とし、8月徴収金額は、保険料年額から4・6・10・12・2月の金額を引いた金額とする。

$$(76,800 \text{円} - 10,500 \text{円} \times 2) \div 4 \Rightarrow 13,900 \text{円} \text{ (100円未満端数切捨て)} \Rightarrow 10, 12, 2 \text{月の徴収額}$$

$$76,800 \text{円} - 13,900 \text{円} \times 3 - 10,500 \text{円} \times 2 = 14,100 \text{円} \Rightarrow 8 \text{月の徴収額}$$

※6月と比較し8月の徴収金額が突出するのを抑えるためこの計算方法を採用します。

②普通徴収者から特別徴収者に納付方法が変更する納付パターン（普通徴収⇒特別徴収・10月から引去り開始）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額			普 9,600	普 9,600	普 9,600	普 9,600	特 12,800		特 12,800		特 12,800		76,800

76,800円÷2÷3=12,800円（10、12、2月・本徴収）

[76,800円-38,400円(12,800×3)]. ÷4回=9,600円（6、7、8、9月） 端数は先頭の納期に積む。

③普通徴収者の納付パターン

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額			普 7,680	76,800									

年額を6月から翌年3月までの毎月（年10回）に分けて納付する。 端数は先頭の納期に積む。

④年度途中の資格取得者（9月資格取得） 普通徴収で10月から納付が開始する

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額							普 7,500	普 7,460	普 7,460	普 7,460	普 7,460	普 7,460	44,800

76,800円×7/12≒44,800円（10円未満端数切捨て） 44,800円÷6回=7,460円・・・40円

端数は10円未満切り捨てで先頭の納期に積む。

⑤年度途中の資格喪失者（12月資格喪失）

[特別徴収者]

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額	特 11,800		特 11,800		特 14,800		特 12,800		(0)		(0)		51,200

76,800円×8/12≒51,200円（10円未満端数切捨て）

変更後の年額保険料より引去り額が多い場合は、後日、還付される。

[普通徴収者]

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額			普 7,680	普 7,680	普 7,680	普 7,680	普 7,680	普 7,680	普 5,120				51,200

76,800円×8/12≒51,200円（10円未満端数切捨て）

⑥年度途中で保険料が減額した者（10月月例で保険料段階修正「5」⇒「3」）＝特徴停止

〔特別徴収者〕

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額	特 11,800		特 11,800		特 14,800		特 12,800		普 640	普 640	普 640	普 640	53,760

保険料段階修正「3」＝53,760円

〔普通徴収者〕

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
期割額			普 7,680	普 7,680	普 7,680	普 7,680	普 3,840	普 3,840	普 3,840	普 3,840	普 3,840	普 3,840	53,760

保険料段階修正「3」＝53,760円

⑦特別徴収追加捕捉者として翌年度4・6・8月より特別徴収を開始する場合の仮徴収額

前年度の保険料額を12ヶ月で割った額に、仮徴収できる月数を乗じて得た額を、仮徴収期間の年金支払い回数で割った額を1回あたりの金額とする。（法第135条第3項・規則第149条の2）

4月開始 ⇒ 前年度保険料年額（75,120）÷12×6÷3 ＝ 12,500円（100円未満切捨て）

前年度保険料÷6（100円未満切り捨て）

6月開始 ⇒ 前年度保険料年額（75,120）÷10（※）×4÷2 ＝ 15,000円（100円未満切捨て）

※市町村が定める数（規則第149条の2第1項第2号）

前年度保険料÷5（100円未満切り捨て）

8月開始 ⇒ 当初賦課確定の保険料年額×1／6

※当年度保険料の1／6を仮徴収額とする。

（8月開始データ送付時点には当初賦課にて保険料が確定しているため）

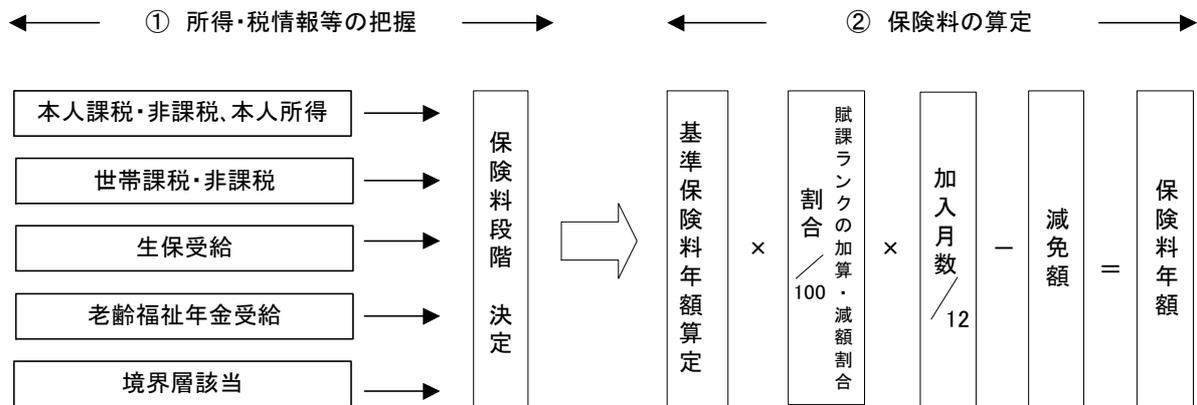
当年度保険料÷6（100円未満切り捨て）

2. 賦課事務について

1. 概要

賦課事務は、所得・税情報等を把握して被保険者の保険料を算定し、保険料や納付方法を被保険者に通知することが主な事務になります。

〔保険料の算定手順〕



① 保険料算定に必要な情報の把握

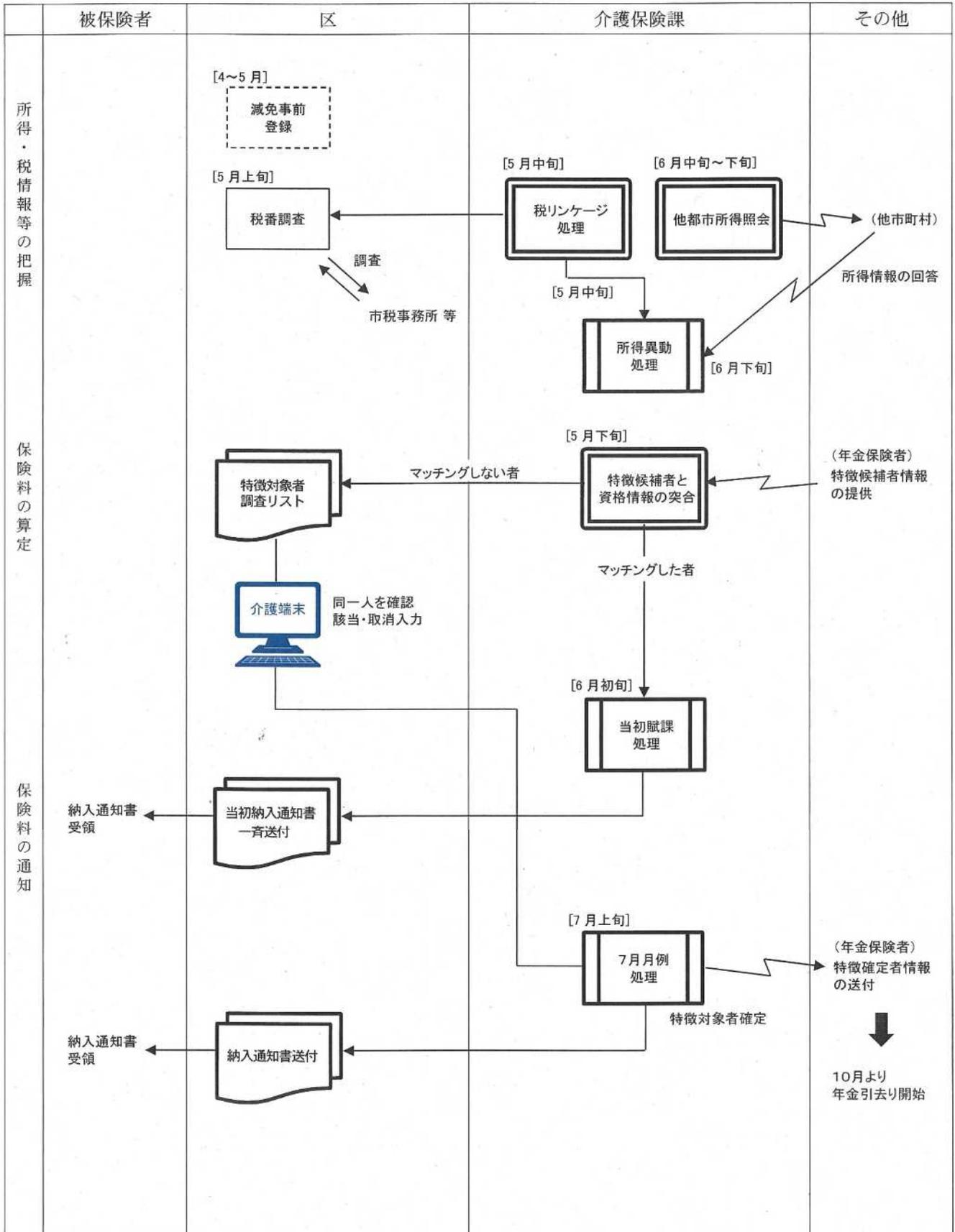
- ・ 課税・非課税、所得の把握
 - 税りリンク処理による所得・税情報把握（所得異動処理）
- ・ 他都市所得照会
 - 1月1日現在の他都市在住者（市外転入者）、住所地特例者（神戸市税情報では把握できない人）については、他都市（課税地市町村）に照会し、所得・税情報を把握します。
- ・ 生保等情報の把握
 - 区保健福祉部や他都市より生活保護受給者情報を把握します。
- ・ 老齢福祉年金情報の把握
 - 区国民年金係や日本年金機構事務センター（住所地特例者の場合）より老齢福祉年金受給者情報を把握します。
- ・ 境界層該当情報の把握
 - 区保健福祉部や他都市より境界層該当者情報を把握します。

② 保険料算定

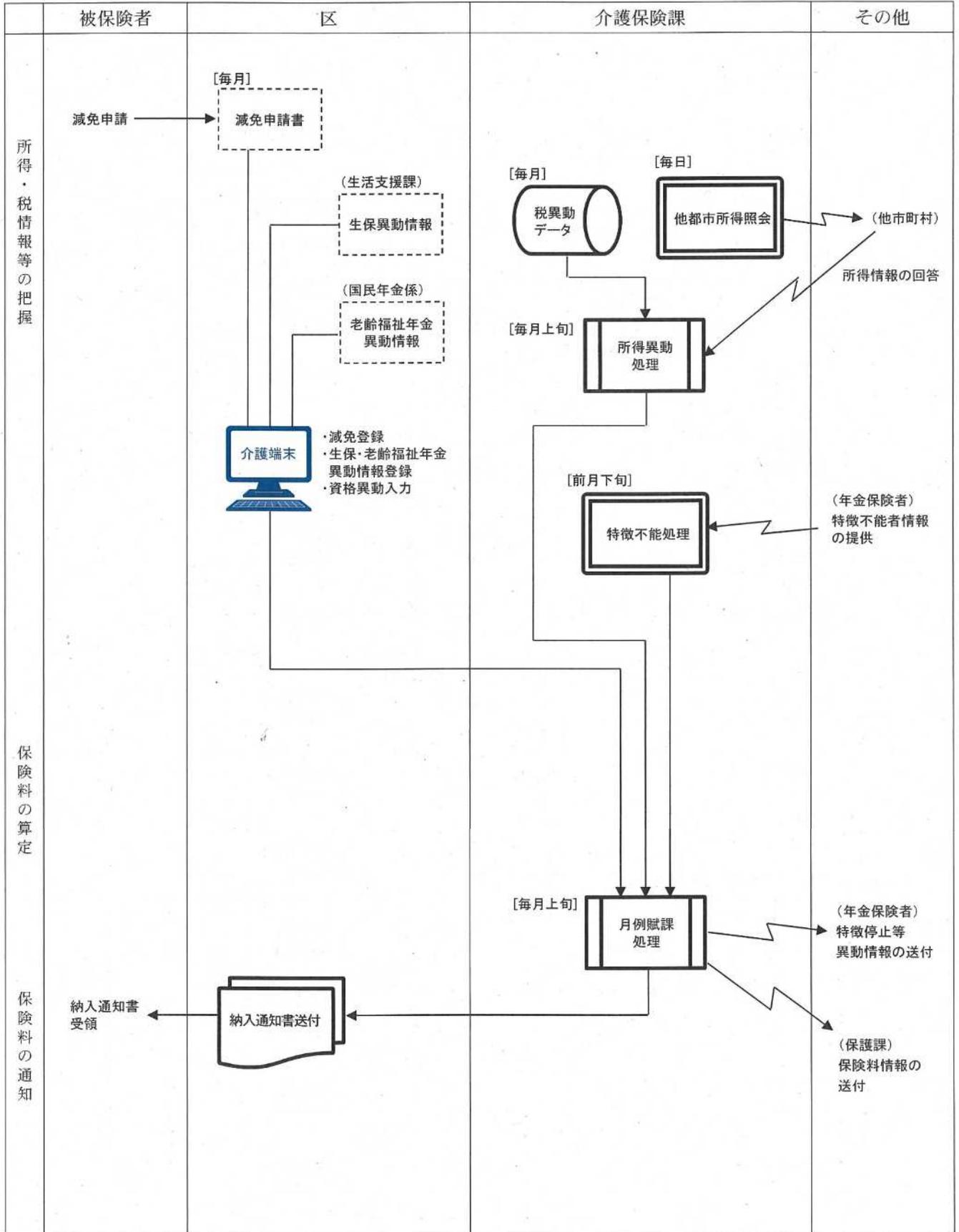
- ・ 算定要素
 - 賦課ランク
 - 加入（賦課）月数
 - 減免額

業務区分	当年度												次年度			
	前年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
賦課 年次事務	▲ 賦課 期日	○ 減免申請事前受付入力 ○ 税リンクージュ処理 ○ 税番調査 ○ 特徴候補者情報取得 ○ 確定賦課・納通当初一斉送付	○ 特徴対象者確定 ○ 特徴対象者調査 ○ 他都市所得照会	○ 老健情報調査								○ 特徴対象者確定 ○ 特徴対象者調査	○ 年度繰越処理	○ 特徴対象者確定 ○ 特徴対象者調査	○ 特徴対象者確定	○ 決算繰越処理
賦課 月次事務		○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	○ 月例賦課 ○ 所得異動	
特別徴収		○ 第1回・仮徴収	○ 公金化	○ 第2回・仮徴収	○ 公金化	○ 第3回・仮徴収	○ 公金化	○ 第1回・本徴収	○ 公金化	○ 第2回・本徴収	○ 公金化	○ 第3回・本徴収				
普通徴収			○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替	○ 納付書発送 ○ 口座振替

賦課事務の流れ【年次事務】



賦課事務の流れ【月次事務】



2. 所得・税情報等の把握

(1) 税リンケージ処理による所得・税情報把握（所得異動処理）

①税リンケージ番号調査事務 【年次事務5月】

・概要

保険料を算定するためには、先ず、被保険者などの所得・税情報を把握する必要があります。ただ、この情報を把握するには介護保険独自で行うよりも、税が既に把握している税・所得情報から機械的に取り込むほうが合理的です。

税リンケージ番号（税番）は、この税・所得情報を取り込むためのキーとなる番号であり、正しい番号が設定できるように調査し整備しておく必要があります、この税番調査を5月に行います。

※税リンケージ番号とは

住記を持つ人にはその住記個人番号をもとにした番号が設定されており、介護保険では毎年の税情報の取り込みの際のキー情報として使用することになっています。

・機械処理による突合（介護保険課）

(ア) 介護で把握している税番で新年度税ファイルと突合します。

(新年度税ファイル：当年1月1日現在における税上の氏名や税番等の入ったファイル)

- ・税番が一致した場合は、税番をそのまま使用します。
- ・介護と税の姓氏名を比較し、一致しない場合は「氏名チェック個票」を作成し、同一人か否かを確認します。

(イ) 上記（ア）で不一致である場合、外登個人番号で新年度税ファイルと突合します。

- ・一致した場合、新たに税番を取り込みます。

介護と税の姓氏名＋性別＋生年月日を比較し、一致した場合は「税番組み込みリスト」を作成し、一致しない場合は「税番組み込みチェックリスト」を作成し同一人か否かを確認します。

(ウ) 上記（イ）で不一致である場合、姓氏名＋性別＋生年月日で新年度税ファイルと突合します。

一致した場合、新たに税番（リスト上のリンク番号）を取り込み、「税番組み込みリスト」を作成します。

(エ) 上記（ウ）で不一致である場合、「税番調査個票」を作成し、調査事務を行います。

※外国人の場合、突合のキーとする氏名は、使用名、使用外氏名の順で突合せます。

・リストに基づく調査と正しい税リンケージ番号の設定（区保険年金医療課）

(ア) 送付された個票及びリストを見て、税番の調査及び個人確認の作業を行います。

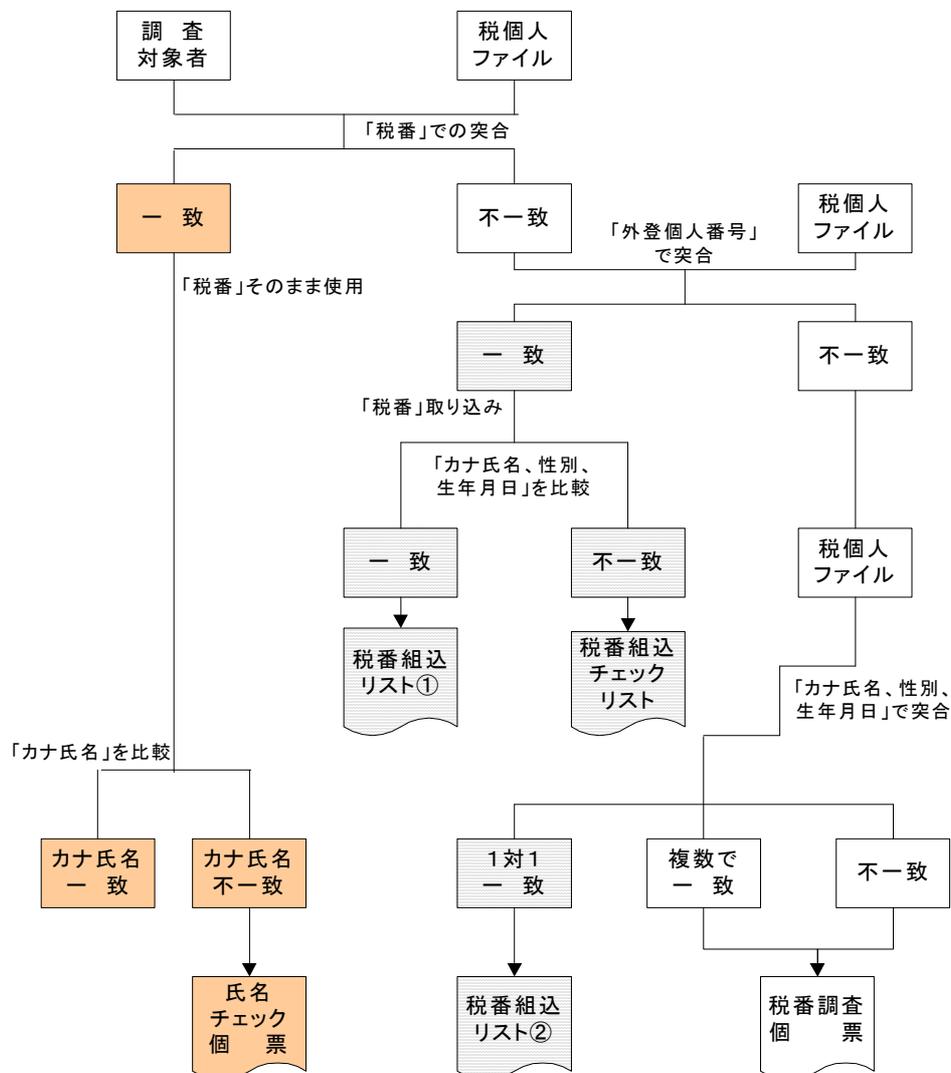
リスト等で表示された内容を確認し、不明な部分については介護端末により税や住記の情報を照会して確認の作業を行います。

(イ) 誤りや正しい税番の判明など新たに把握された情報については、介護端末（異動更新 41 所得入力）により入力、削除を行います。

以上、図式化すれば以下のとおりとなる。

凡例)

- 前年の税番を使用する者
- 機械的に税番を取り込む者



②所得異動処理 【年次事務・月次事務】

【年次事務（5月）】

- (ア) 税リンケージ番号調査事務により設定された税リンケージ番号に基づき所得・税情報をバッチ処理（所得異動処理）で取り込みます。（介護保険課）
- (イ) リストに基づく内容確認事務（区保険年金医療課）
- ・所得異動処理に伴い作成されるリストに基づき、賦課状況等を端末から照会するなどして内容をチェック・確認し、訂正すべきものがあれば介護端末からの入力（異動更新 41 所得入力）により訂正します。

【月次事務（毎月）】

- (ア) 前回（前月）の所得異動処理以降に、税年中異動が生じた場合にそれらの所得・税情報を税リンケージ番号に基づきバッチ処理（所得異動処理）で取り込みます。（介護保険課）
- ・税では年度中の異動については月に3回の処理を行っていますが、介護ではこれを月初にまとめて取り込み、税情報の更新を行っています。
 - ・介護システムでは更新された所得・税情報に基づいて賦課ランクや保険料を算定し直して、未確定の賦課履歴（確定賦課のもととなる情報）を作成します。
- (イ) リストに基づく内容確認事務（区保険年金医療課）
- ・所得異動処理に伴い作成されるリストに基づき、賦課状況等を端末から照会するなどして内容をチェック・確認し、訂正すべきものがあれば介護端末からの入力（異動更新 41 所得入力）により訂正します。

- ・氏名チェックリスト
- ・リンケージ重複リスト
- ・税番重複リスト
- ・金額編集チェックリスト
- ・所得異動処理一覧表

(2) 他都市所得照会

税は1月1日現在住んでいる市町村で賦課されるので、その後に住所を異動しても、それに伴っての税情報の通知はありません。そのため、1月1日時点で神戸市に居住していなかった人については税リンクージ処理では税情報は把握できず、税を賦課している転入前の市町村（1月1日現在の市町村）への個別の調査が必要になります。

また、1月1日現在、住所地特例の人は、介護保険上では神戸市の被保険者ですが税上では現在居住している市町村が管理しているため、税リンクージ処理では税情報を把握できず個別の調査が必要になります。

他都市所得照会には、その年度の保険料を一斉に通知する納入通知書（6月送付）作成のための年1回の照会（年次・6月中旬）と、その後、新たに市外から転入してきた者（世帯員含む）について随時（毎日）行う照会があります。

①年次（6月中旬）

介護保険課で市外転入者及び住所地特例者の所得照会データ（税一括照会）を作成し、情報提供ネットワークシステムにより照会を行います。

返却された回答データに基づき、介護システムの所得異動処理を行います。

〔照会対象者〕

賦課期日（4/1）時点で神戸市介護保険資格を有する者のうち以下要件該当者。

- ・市外転入者のうち今年1月1日に住所が市外の人（住民年月日が1月2日以降）

1号被保険者本人とその世帯員

- ・神戸市住所地特例者

今年1月1日以前に神戸市住所地特例になった人

- ・ただし、次の者は対象者から除く。

すでに所得情報入力済みの人

1月1日現在年齢が18歳未満の者（把握コード〔X〕を設定）

4月1日以降、生保を受給している者（4月2日以降廃止の者を含む）

2号被保険者（認定申請を行った場合等に、随時照会を行います。）

②日次（毎日）

市外転入者のうち1月1日住所が神戸市外の対象者について、所得照会データ（税一括照会）を作成し、情報提供ネットワークシステムにより照会を行います。

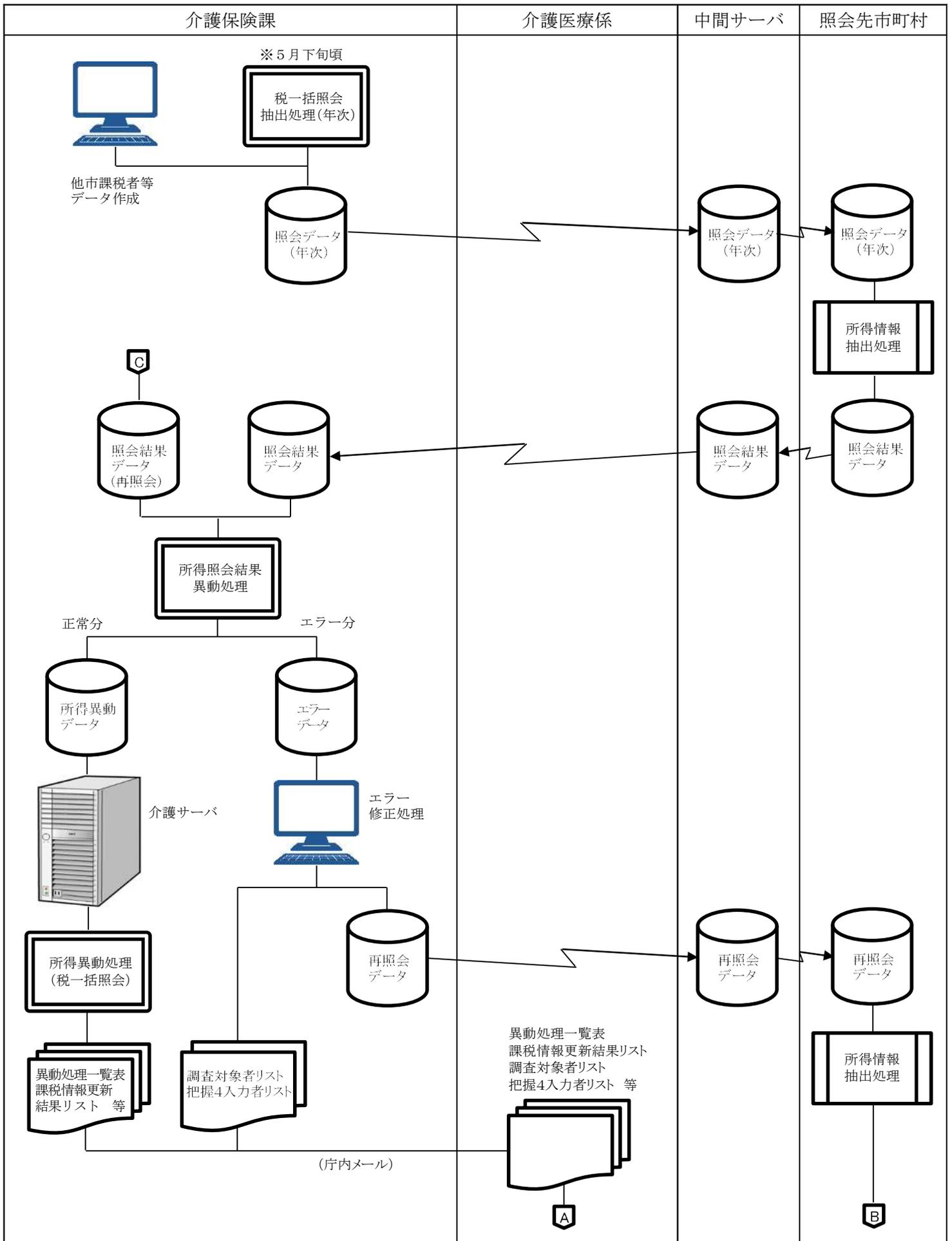
返却された回答データに基づき、介護システムの所得異動処理を行います。

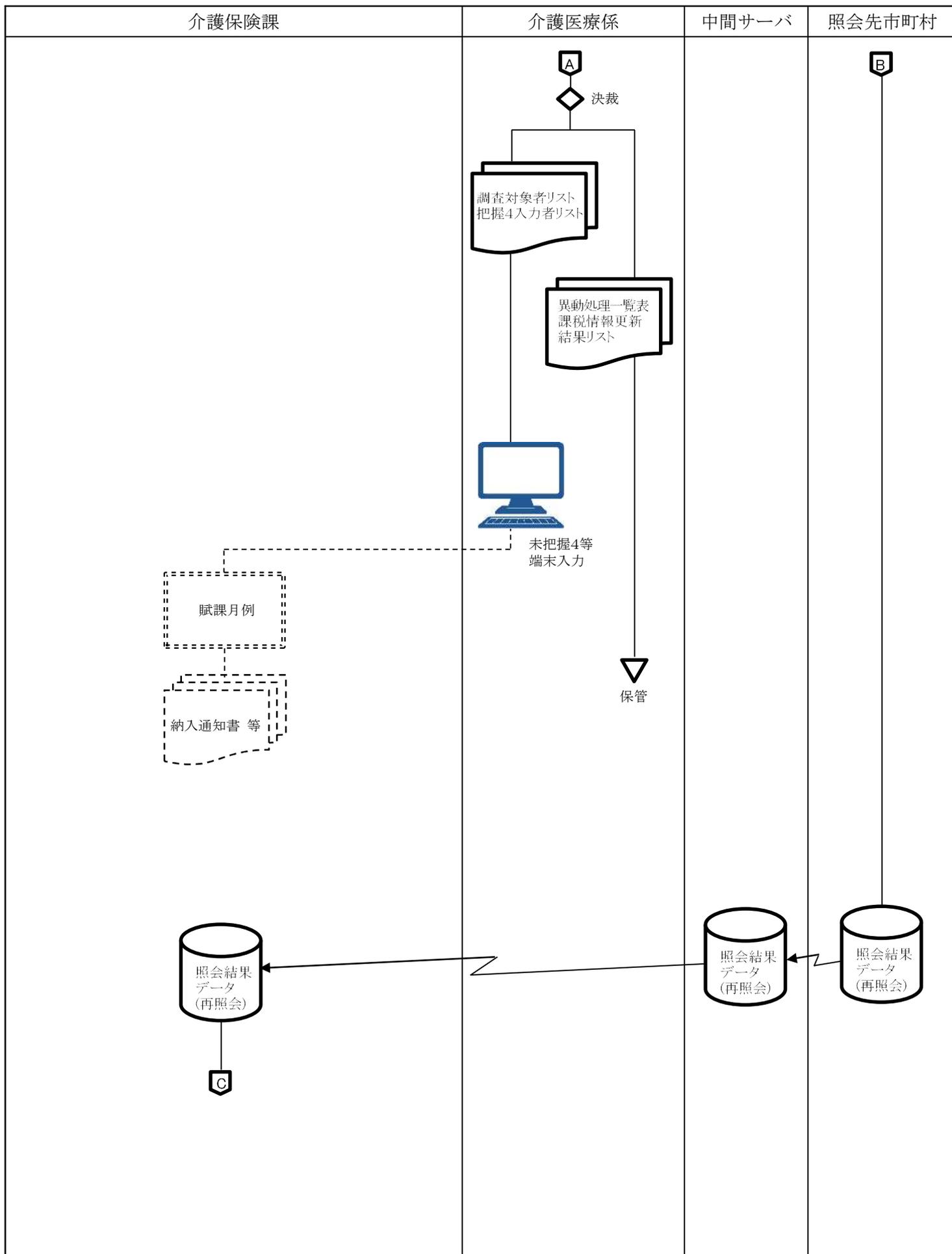
※他都市所得照会中の被保険者の保険料ランクは基準額（ランク5）が暫定的に設定されています（把握コード〔A〕を設定）。住所地特例対象者で前年度市民税非課税の被保険者は、ランク1が暫定的に設定されます（把握コード〔4〕を設定）。

回答データによる異動処理で正しいランクが設定されることとなります。

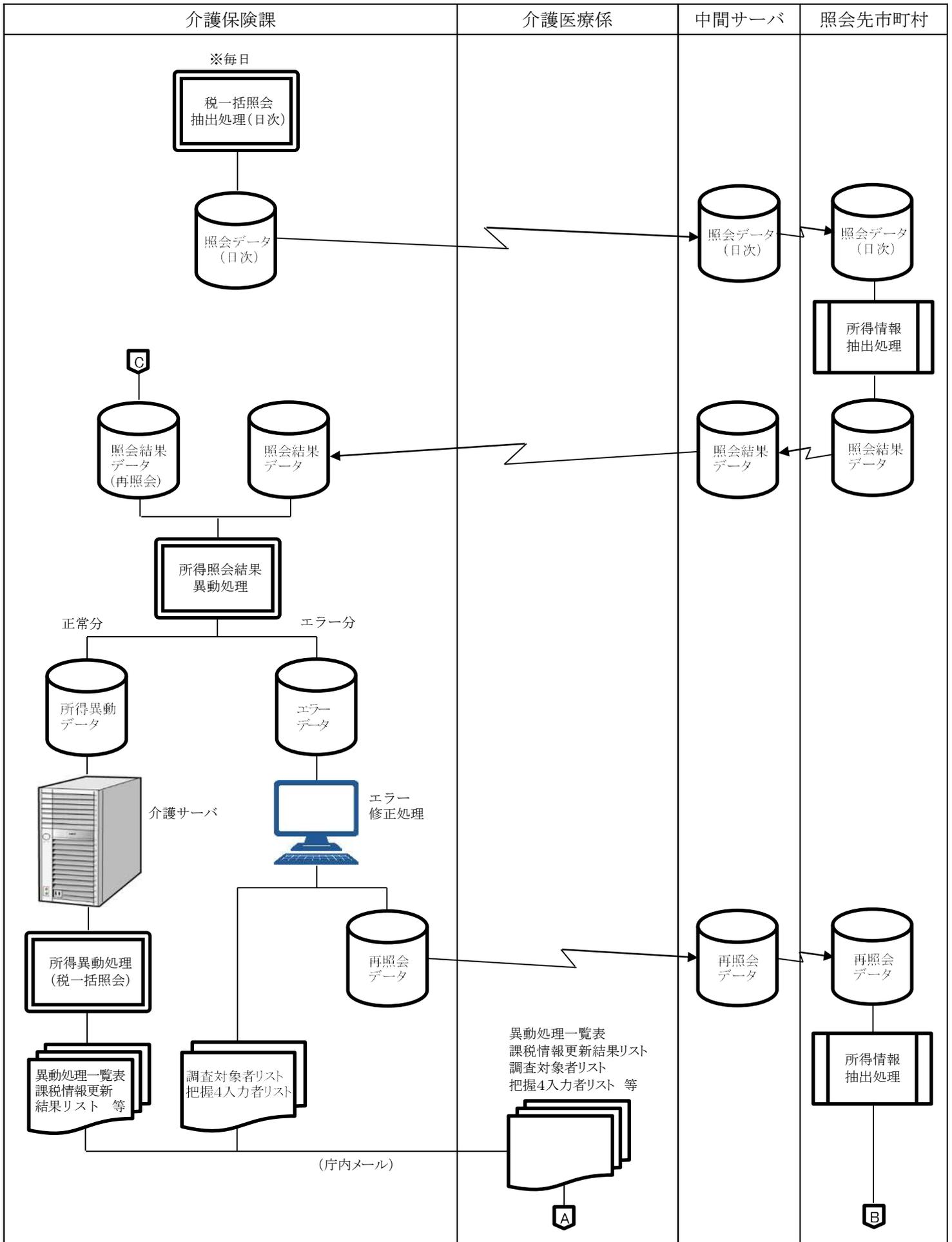
※海外からの転入者については前住所地に照会が出来ませんので、未把握者として把握コード [4] を入力してください。（これによりランク 1 が設定されます。）

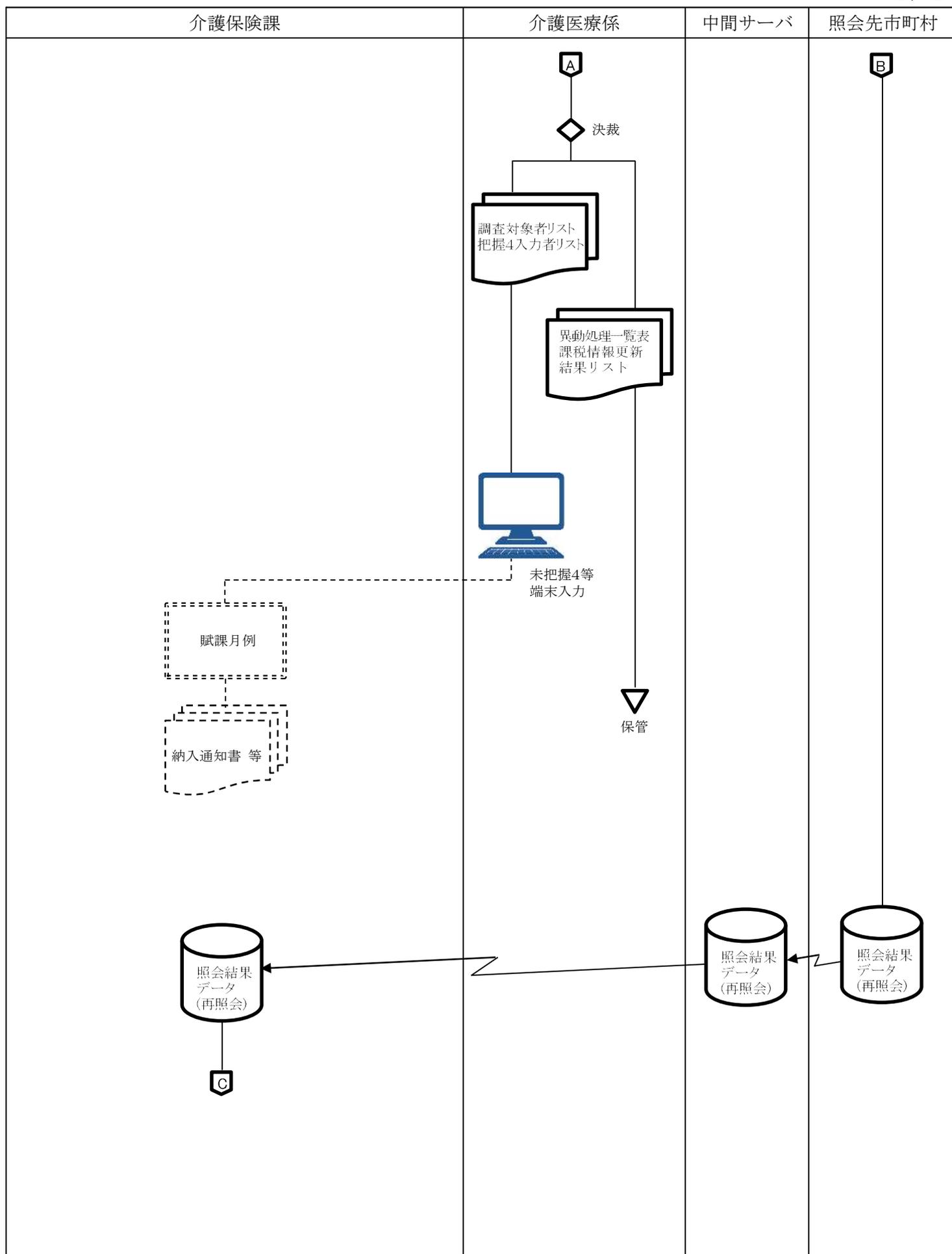
※年次及び日次の他都市所得照会については、令和 2 年 2 月より国の情報提供ネットワークシステムを利用して直接他都市に照会を行い、回答結果をシステム更新する処理を行っています。（特殊な事例でシステム対応が出来ない場合等については、紙による他都市照会をお願いすることがあります。）





○他都市所得照会に関する事務処理の流れ【日次】





(3) 生活保護等受給者情報把握

生活保護を受けている又は支援給付金を受給している被保険者については、保険料段階が第1段階になります。そのため、被保険者に関する生活保護（支援給付金）の開始や廃止の情報を保護担当課から得て、保険料算定のもととなる情報として介護保険に取り込む必要があります。

神戸市住所地特例者（神戸市被保険者であるが他市に住所がある）や他市町村が保護措置している場合は、住所地の他市町村の保護担当課から生活保護（支援給付金）情報を得る必要があります。

※平成20年4月1日中国残留邦人支援法改正により支援給付金の制度が創設され、支援給付金受給者は生活保護受給者と同様の扱いをします。（支援給付を生活保護による保護とみなす。）

①生保等情報の把握・登録（区生活支援課→区保険年金医療課）

(ア) ①生活保護（支援給付金）者で65歳になった人、②新たに生活保護（支援給付金）を開始した人、③生活保護（支援給付金）が廃止になった人を把握するため、①については保護課からの情報を基に介護保険課で異動連絡票を作成し各区へ送付します。②・③については区生活支援課から異動連絡票を受領します。

代理納付の場合、各区生活支援課より区介護医療係で代理納付依頼書を受領します。

①は65歳到達月の前月初めに、②③はその都度作成します。

なお、生活保護（支援給付金）が「停止」の場合も保険料段階は第1段階になります。

（ただし、生活保護・支援給付金からの介護保険料加算はない）停止中であっても65歳到達した人は、65歳到達者として異動連絡票が作成されます。

(イ) 異動連絡票に基づき、介護端末により生活保護（支援給付金）の開始、廃止の入力を行います。【異動更新メニュー（44）生保入力】

代理納付の場合は、代理納付の入力【異動更新メニュー（47）納付方法】も行います。

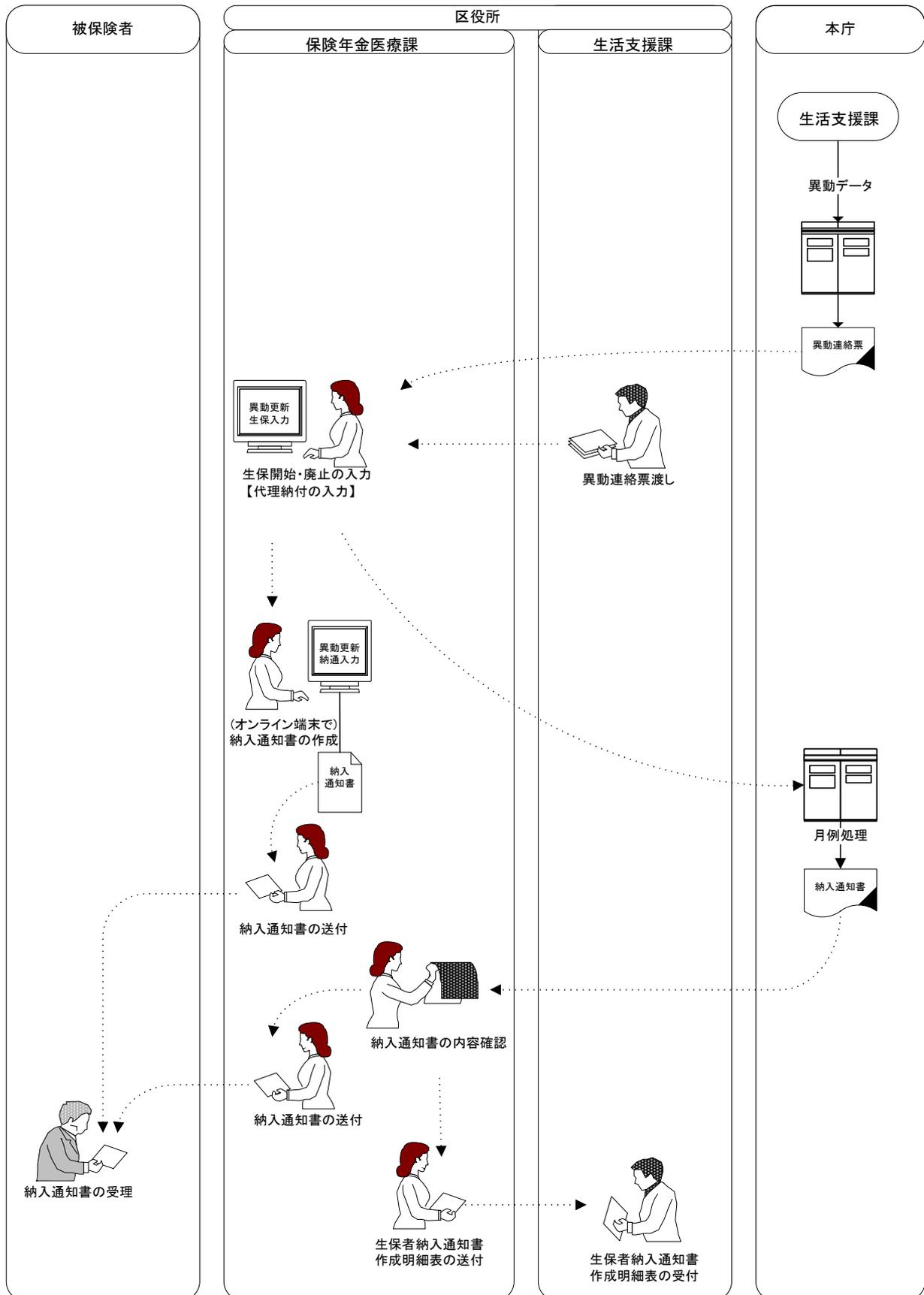
※生保・支援給付金の廃止については、年度途中にその事実が分かった場合でも、保険料算定基準は第1段階のままとし、翌年度の算定のときに反映することになっています。つまり、廃止入力を行っても当該年度の保険料が変更する訳ではありません。

②納入通知書などの作成・送付

(ア) 年次処理、月次処理（もしくは介護端末による入力）により納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。（介護保険課→区保険年金医療課→被保険者）

(イ) 納入通知書作成明細表を区生活支援課（他市が生保措置・支援給付を行っている場合は他市）へ送付して生保・支援給付金適用後の納付保険料を連絡します。（区保険年金医療課→区生活支援課）

生保等受給(支援給付金受給者は生保を支援給付と読み替えてください)



(4) 老齢福祉年金受給者情報把握

老齢福祉年金の受給者（かつ世帯全員の市民税が非課税の人）についても、保険料段階は第1段階となります。そのため、国民年金担当者から老齢福祉年金受給者の情報を得て、保険料算定のもととなる情報として取り込む必要があります。

①老齢福祉年金情報の把握・登録（区保険年金医療課）

(ア) 老齢福祉年金受給者を把握するため、国民年金係から受給情報（老齢福祉年金受給者定時届関係連名簿コピーなど）の提供を受けます。

- ・老齢福祉年金は8月から翌年7月を支給期間としており、各都道府県日本年金機構事務センターは毎年10月にこの期間の支給金額の決定を行い、各区の国民年金係に通知します。この通知において支給決定された受給者は翌年7月まで全額支給停止にはならず、翌年4月1日（賦課期日）時点でも受給されているので、翌年度の保険料段階は1段階になります。
- ・住所地特例者については、住所地の都道府県日本年金機構事務センターに照会を行い受給情報を得る必要があります

(イ) 区では提供された情報に基づいて介護端末で開始、停止の入力を行います。

〔介護端末・異動更新45老福入力〕

年次（10月）

- ・各都道府県日本年金機構事務センターから国民年金係に通知された受給情報（老齢福祉年金受給者定時届関係連名簿コピー等）を入手し、これに基づき介護端末で開始・停止の入力を行います。

日次

- ・年度途中の資格取得者についても国民年金係等から受給情報を入手し、これに基づき介護端末で開始の入力を行います。

※賦課期日以降に老齢福祉年金受給開始となった場合（8月に支給開始）、当該年度は賦課期日時点の保険料段階となります。また、賦課期日以降に老齢福祉年金全額停止になった場合でも、当該年度の保険料段階「1」はそのままで変更されません。

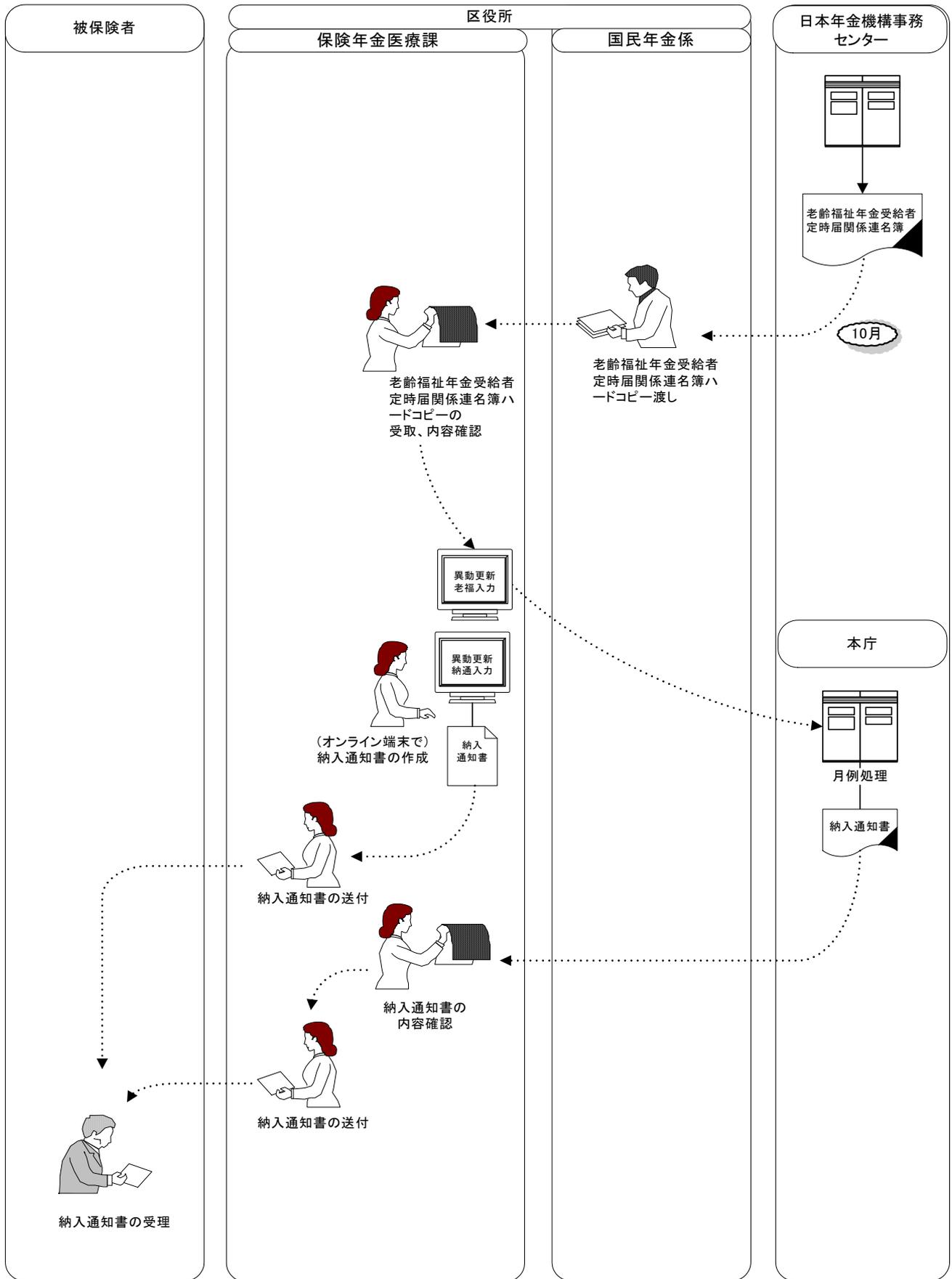
②納入通知書の作成・送付（介護保険課・区保険年金医療課→被保険者）

年次処理、月次処理（もしくは介護端末入力）により納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。

老齢福祉年金受給者とは、昭和 34・36 年の福祉年金・拠出年金制度の発足に伴い、被保険者期間が短いなどの理由により制度的に年金受給資格を満たすことができなかつた人に対して支給される年金です。大正 5 年 4 月 1 日以前に生まれた人を対象にしているため、年々減少していくことになります。

なお、昭和 57 年 1 月 1 日において 70 歳に達していた人については 70 歳に達した日において日本国民であることが老齢福祉年金受給者の要件になっています。このため、老齢福祉年金受給者と同様の状況であった外国人の保険料段階が 1 段階にならないことを補うため、「神戸市在日外国人等福祉給付金」受給者に対する保険料減免制度を設けています。このような理由から、この減免のみ（申請なしで）職権で減免しています。（この減免データの整備は、4 月 1 日時点の給付金受給者リストを送付したときに、各区で行っています。）

老齢福祉年金受給



(5) 境界層該当者情報把握

要保護者（生活保護者・支援給付金受給者ではないが保護を必要とする人）であって、その人が課される保険料についてこの保険料段階が適用されたなら、保護を必要としない状態になる人については、この要件に該当する旨の情報を福祉部から得て、保険料算定のもととなる情報として介護保険に取り込む必要があります。

神戸市住所地特例者（神戸市被保険者であるが他市に住所がある）については、住所地の他市町村の保護担当課から境界層該当情報を得る必要があります。

①境界層該当情報の把握・登録（区生活支援課→区保険年金医療課）

(ア) 境界層に該当する人を把握するため、区福祉部から保護申請却下通知書を受領します。

(イ) 保護申請却下通知書に記載に基づき、介護端末により保険料段階の入力を行います。

〔介護端末・異動更新 4 2 減免入力〕

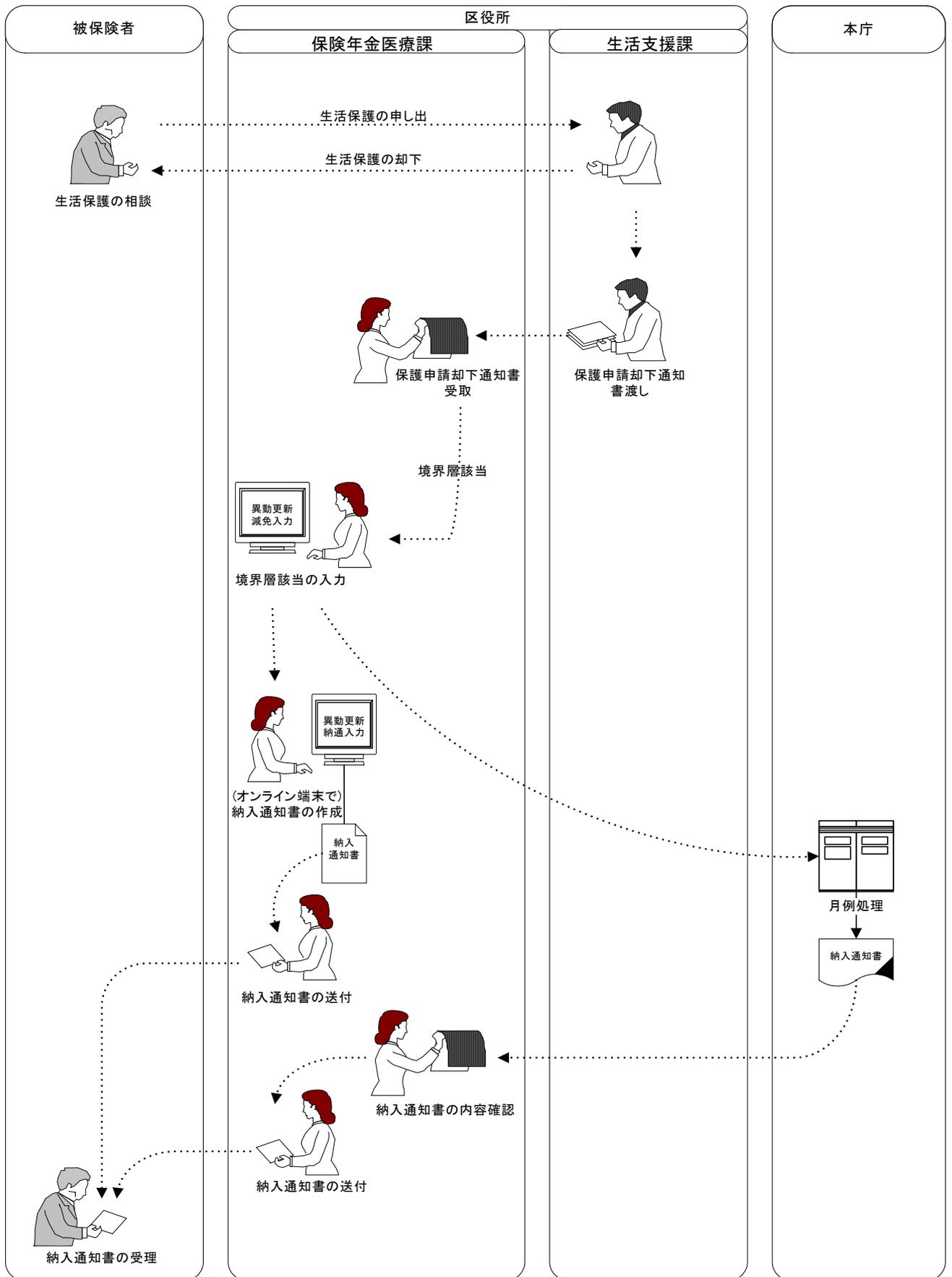
※境界層該当適用期間は7月末日までになります。このため、翌年度に入ってから改めて介護端末により4～7月分の境界層該当の入力を行います。

さらに、7月まで境界層に該当していた者には、8月以降保険料が高くなることと引き続き境界層該当適用が必要な場合は生活支援課に相談していただくことを内容とした通知文を送付して境界層該当の終了をお知らせします。

②納入通知書の作成・送付（介護保険課・区保険年金医療課→被保険者）

年次処理、月次処理（もしくは介護端末による入力）により納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。

境界層該当



(6) 保険料減免事務

生活が著しく困窮しているなど保険料納付が困難な場合には保険料が減免されます。区で被保険者からの申請を受けて、事情を聴取したうえで審査し、承認・不承認の判定を行います。承認の場合は減免後の保険料を反映した納入通知書を送付します。不承認の場合は不承認決定通知書を送付します。

①減免申請の受付・判断（区保険年金医療課）

- ・被保険者が減免申請を行うため来庁した場合は、減免申請書を添付資料とともに受け付けます。介護端末により、資格を有していることや賦課状況（保険料段階、納付状況等）を確認し、添付資料なども見ながら減免事由の発生状況や生活実態等を聴き取り、減免基準と照らし合わせて減免に該当するかどうかを判断します。
- ・減免申請に必要な書類等が揃っているかを確認し、持参していない場合には、後日持参（もしくは郵送）していただくように促します。
- ・聴取時に非該当と判断できる場合は、減免に該当しない理由を説明します。
しかし、被保険者が納得せず、どうしても減免申請を行うという場合には、申請を受け付け、審査のうえで後日結果を通知する旨を伝えます。
- ・結果は、後日送付する納入通知書（不承認の場合は不承認決定通知書）で通知する旨説明します。

②審査・決裁（区保険年金医療課）

- ・申請を受け付けた分について、減免申請書及び添付資料を確認、審査し、その結果について所属長までの決裁を受けます。

③減免登録（区保険年金医療課）

- ・決裁後、該当になった人について介護端末により減免入力を行います。

④納入通知書の作成・送付（介護保険課・区保険年金医療課→被保険者）

年次処理、月次処理（もしくは介護端末による入力）により納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。

⑤減免不承認通知書の作成（区保険年金医療課→被保険者）

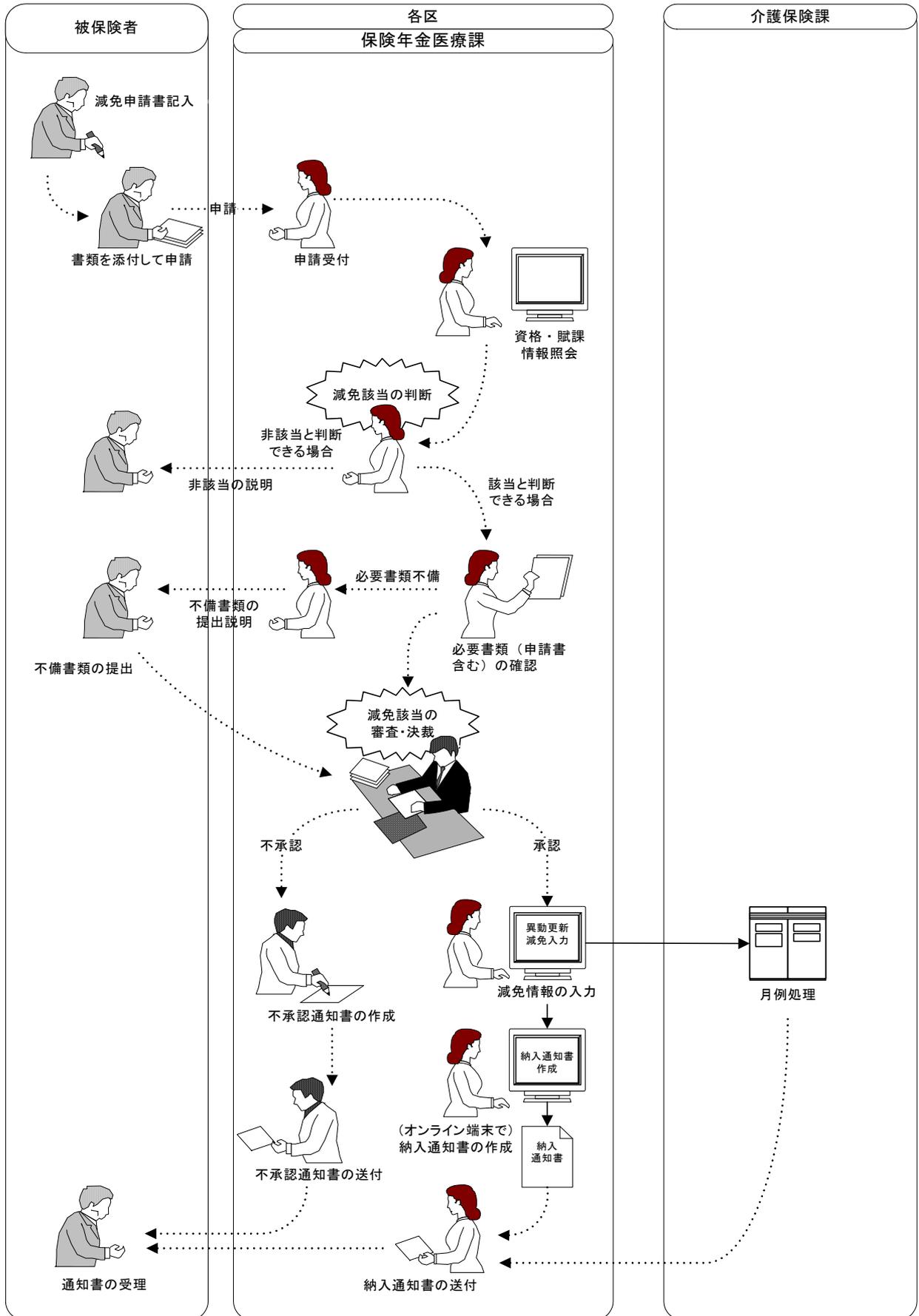
決裁後、非該当となった方については、不承認通知書を作成し、被保険者へ送付します。

減免要件など具体的な減免事務は、「保険料減免取扱要領」を参照してください。

生活困窮者減免のみ、前年度減免適用者に対して4月に減免申請書を送付して申請勧奨を行っています。

また、外国人福祉給付金受給者には職権で減免を適用していますが、この減免データの整備は、4月1日時点の給付金受給者リストを各区に送付して行っています。

保険料減免



3. 納付（徴収）方法の決定

（1）特別徴収対象者確定【年次依頼】（5月下旬～7月中旬）

特別徴収を行うためには、神戸市の被保険者であって、かつ、保険料の引去りに対応できる一定額（年額 18 万円以上）の年金を受給していることが必要になります。

そのため、毎年5月下旬に年金保険者から送られてくる年金引去り候補者（特徴候補者）情報を神戸市が管理している介護保険の資格情報と突合した後に内容のチェックを行い特別徴収する者（特徴対象者）を確定します（全件）。

確定した特徴者の情報は年金保険者に送付します。特徴確定者の情報を受けた年金保険者はこの情報に基づき年金からの引去りを10月から行います。

①突合処理（介護保険課）

5月下旬に年金保険者から送られてくる特徴候補者（当該年4月1日現在で神戸市在住、65歳以上、老齢・退職・遺族・障害年金が18万円以上の年金受給者）情報と第1号被保険者資格情報を基礎年金番号、カナ氏名、生年月日、性別で突合せます。

- ・年金番号、カナ氏名、生年月日、性別がすべて突合した人には、徴収方法が特徴であることを記載した納入通知書を6月中旬の当初一斉送付時に送付します。
- ・なお、不一致になった人には、徴収方法が普徴である納入通知書を6月中旬の当初一斉送付時に送付します。

②内容確認・調査（区保険年金医療課）

- ・突合した結果、カナ氏名などが不一致になった人の調査リストに基づき、住所等を確認し同一人かどうかの調査を行います。（7月月例まで）

調査リスト…「カナ氏名のみ一致分」「生年月日と性別のみ一致分」「複数一致分」

「年金者情報のみ分」「被保険者情報のみ分」

- ・調査の結果、同一人と確認できた人については、介護端末により通し番号を入力（**異動更新 4 7 納付方法入力**）して、徴収方法を特別徴収とします。

③納入通知書の作成・送付（介護保険課・区保険年金医療課→被保険者）

- ・年次処理、月次処理（もしくは介護端末による入力）により納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。

④特徴確定者情報の送付（介護保険課→国保連合会→年金保険者）

- ・7月月例時の特徴確定者のデータを7月中旬までに国保連合会経由で年金保険者へ送付します。このデータに基づき、年金保険者は10月より年金から引去りを行います。

※当該事務は、特徴対象者データの送付が複数回化するため12、2、4月に、追加捕捉対象者について同様の事務を行います【追加依頼】

※特別徴収の対象年金（年額 18 万円以上）が複数ある場合の優先順位

年金の種類による順位

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
3. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
4. 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
5. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
6. 国民年金法による障害基礎年金
7. 厚生年金保険法による障害厚生年金
8. 船員保険法による障害年金
9. 旧国民年金法による障害年金
10. 旧厚生年金保険法による障害年金
11. 旧船員保険法による障害年金
12. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
13. 旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
14. 国民年金法による遺族基礎年金
15. 厚生年金保険法による遺族厚生年金
16. 船員保険法による遺族年金
17. 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
18. 旧船員保険法による遺族年金
19. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
20. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
21. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）
22. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（第十二号に掲げる年金を除く。）
23. 旧国共済法による障害年金（第十三号に掲げる年金を除く。）
24. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第十九号に掲げる年金を除く。）
25. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第二十号に掲げる年金を除く。）
26. 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
27. 移行農林共済年金のうち障害共済年金

28. 移行農林年金のうち障害年金
29. 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
30. 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
31. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
32. 私立学校教職員共済法による障害共済年金
33. 旧私学共済法による障害年金
34. 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
35. 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
36. 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
37. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
38. 旧地共済法による障害年金
39. 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
40. 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

年金保険者による順位（複数の年金保険者から年金支給を受けている場合）

1. 日本年金機構（国民年金（基礎年金）、厚生年金保険、船員保険の順）
2. 国家公務員共済組合
3. 日本年金機構（農林漁業団体職員共済組合からの移行年金）
4. 日本私立学校振興・共済事業団
5. 地方公務員共済組合（公立学校共済組合を含む）

(2) 特別徴収異動情報（特別徴収停止、仮徴収額変更、住所地特例該当）の送付

(介護保険課→国保連合会→年金保険者)

特徴対象者の資格喪失などによる特別徴収停止や仮徴収額変更、住所地特例該当等の異動情報は、年金保険者へ通知する必要があります。通知を受けた年金保険者は、通知内容に基づき引去り停止、仮徴収額変更を行います。

これらの異動によって納付方法が変更した場合には、被保険者に納入通知書を送付し通知します。

①特徴異動情報の送付

(ア) 特別徴収停止

資格喪失や、年次依頼以降の減免・税額更正などで保険料を減額するときは、特別徴収を停止します。対象者について年金保険者へ特徴停止情報を送付します。

※特徴対象者の捕捉は複数回化するが、**いったん停止した特徴は翌年度の10月まで（年次捕捉まで）は復活（再開）しない**

(イ) 住所地特例該当

住所が他市に異動して新たに住所地特例に該当した場合は、引き続き神戸市の介護保険者資格を有し特徴対象者であることを通知します。

ただし、いったん市外転出して無資格になってから特例対象者であることが判明して「特例開始」入力をした場合は、無資格になったあとで賦課の月例確定処理や特徴停止依頼処理を経ると特徴は永久にとまってしまいます。

(ア) (イ) の情報の送付時期

年金保険者…各月上旬（月例処理の保険料確定処理時）

(ウ) 仮徴収額変更

6、8月分仮徴収額は原則4月分仮徴収額と同額としますが、①前年度より保険料段階が上下した、②保険料年額が増減した、③前年度の本徴収額の期割額が確定年額の期割り額に比して極端に違う などが原因で当該年度の仮徴収額合計が年額の半額から離れているとき、当該額を変更（仮徴収額変更）します。この仮徴収額変更情報も年金保険者へ送付します。

送付時期…4月11日（2・3期変更→4月1日時点生保・支援給付受給者・減額のみ）、
6月11日頃（3期変更）

・年金保険者の特徴停止、仮徴収額変更の処理には通知から2か月要します。偶数月の11日頃に通知した分は翌々月の特徴停止、仮徴収額変更に反映されます。

②納入通知書の作成・送付（区保険年金医療課→被保険者）

・月次処理(もしくは介護端末による入力)により異動内容を反映した納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。

(3) 特別徴収不能情報の受理 (年金保険者→国保連合会→市町村)

年金の支給内容によっては保険料の引去りが不能になるケースもあり、その情報が偶数月末に送られてきます。特徴不能となった方については徴収方法を普通徴収に変更します。

① 特徴不能情報の受理 (年金保険者→国保連合会→介護保険課)

偶数月末に年金保険者から送られてきます。

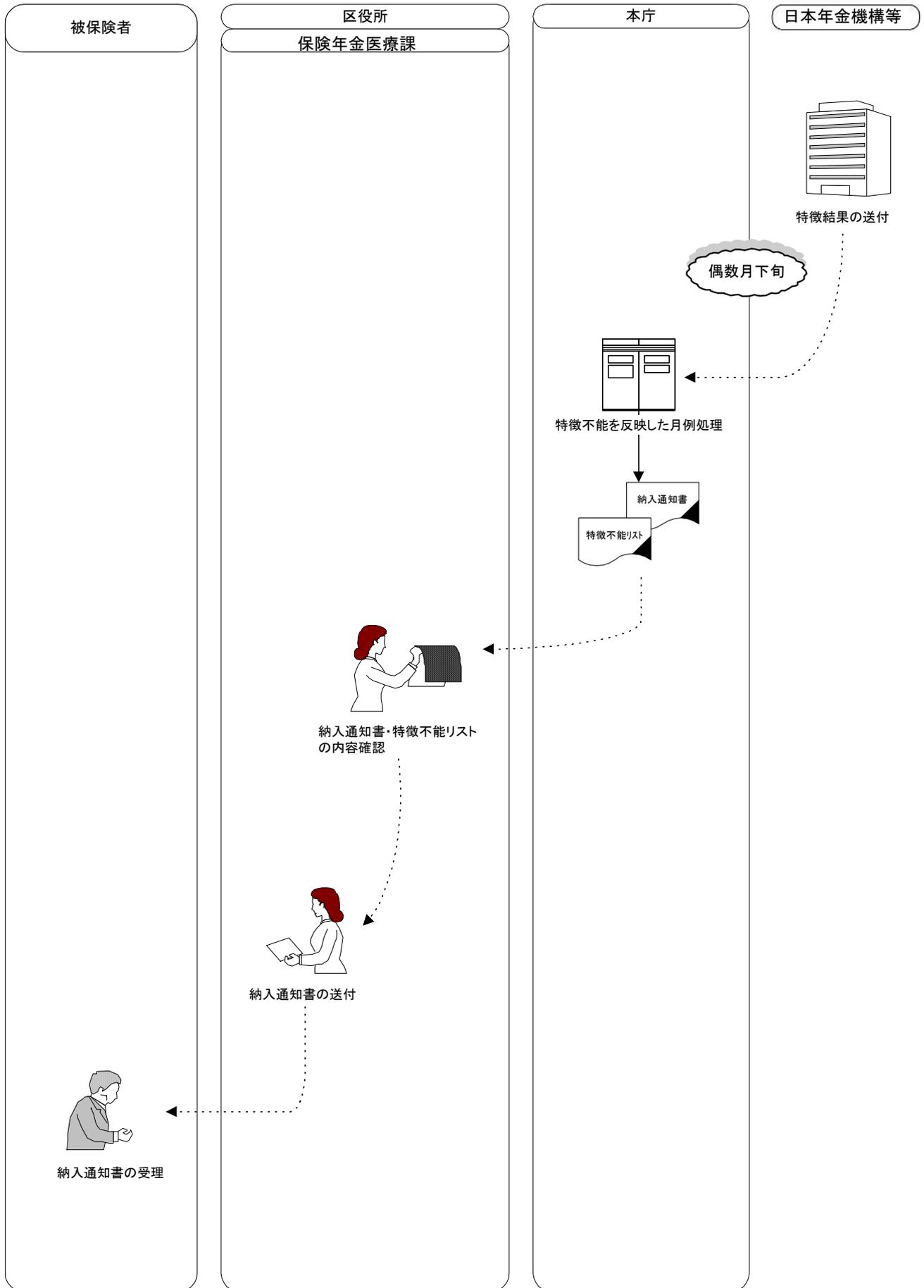
特徴不能のケースとしては以下のようなものがあります。

- ・年度中に受給している年金種別が変更になった場合 (老齢基礎年金から障害基礎年金へ切り替えた場合など)
- ・年金支払を差し止め、保留した場合 (現況届の未提出など)
- ・年金額が基準額以下に減額もしくは支給がなくなった場合 (年金担保貸付など)

② 納入通知書の作成・送付 (区保険年金医療課→被保険者)

- ・月次処理 (もしくは介護端末による入力) により異動内容 (普通徴収に変更) を反映した納入通知書を作成し、被保険者へ送付します。

特徴不能処理



賦課事務 特徴関係・月次スケジュール

業務区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
特別徴収	○ 第1回・仮徴収		○ 特徴候補者の連絡	○ 特徴確定者情報の送付	○ 第2回・仮徴収		○ 第1回・本徴収
賦課事務 (年間)			○ 特徴候補者の調査				
(月次)	○ 特徴不能者の処理 ○ 仮徴収額変更依頼等	○ 特徴公金化	○ 特徴不能者の処理 ○ 仮徴収額変更依頼等	○ 特徴公金化 ○ 月例賦課	○ 特徴不能者の処理 ○ 特徴停止依頼等 ○ 月例賦課	○ 特徴公金化 ○ 月例賦課	○ 特徴不能者の処理 ○ 特徴停止依頼等 ○ 月例賦課

(4) 普通徴収対象者の納付方法

普通徴収対象者の納付方法には、納付書、口座振替、代理納付（生活保護・支援給付金受給者のみ）があります。

①納付書による納付

口座振替、代理納付の納付方法によらない場合は、納付書による納付になります。

平成30年2月より、納付書についてコンビニ納付が出来るようになりました。

また、令和2年4月よりスマホ決済が始まりました。

月次処理（もしくは介護端末による入力）により納付書を作成し、被保険者へ送付します。

②預貯金からの口座振替

被保険者等の金融機関等への口座振替依頼に基づき、介護端末により口座振替情報の入力（異動更新47納付方法入力）を行います。

月次処理により口座振替開始はがきを作成し、被保険者へ送付します。

③代理納付

生活保護（支援給付金）受給者のみを対象として、生活支援課が被保険者に代わって保険料を納付します。

被保険者等から（生活支援課を経由して）の代理納付依頼に基づき、介護端末により代理納付の入力（異動更新47納付方法入力）を行います。

[注意]最困窮の減免適用者が生保・支援給付適用になると保険料年額があがる場合があります。このケースで、生保・支援給付適用のタイミングが特徴の本徴収額の年次依頼(7月月例)以降であれば、増額分が普通徴収の両徴になります。しかしながら、この普通徴収部分については管理者渡しに納付方法を変えることはできません。注意してください。

4. 保険料算定と納入通知書作成・送付

6月（年次処理）とそれ以後各月（月例処理）に、各種異動（資格や所得・税情報の異動、減免の決定等）を反映した保険料や徴収方法を確定することを賦課確定といいます。賦課確定に伴い作成される「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」は被保険者へ送付します。

手順としては、まず所得・税の異動情報を作成してその内容を確認し、誤りがあれば訂正を行い所得異動情報を整備します。次に、確定処理の中で資格や減免適用等の異動に伴う保険料・徴収方法を確定させ、納入通知書を作成します。

なお、賦課に関しては遡及年限が2年になっているので、2年以上前の異動データが入力されても賦課は確定しません。遡及年限の考え方については「5. 保険料の遡及賦課」を参考にしてください。

①賦課確定処理（介護保険課）

（ア）資格異動や減免決定等の介護端末入力により作成されていた**未確定賦課情報**と、**月例前所得異動処理及び特徴停止処理**（特徴不能対象者について普通徴収開始対象者として調定計算を行い未確定賦課履歴を作成した処理）を経た未確定賦課情報に対して賦課確定処理が行われます。

（イ）これによって未確定賦課が確定賦課情報となり保険料や徴収方法、月割保険料が決定します。また、この賦課情報をもとに調定・収納データが作成、更新されます。

②納入通知書の送付（介護保険課、区保険年金医療課→被保険者）

（ア）新規資格取得者（生活保護・支援給付金以外の65歳到達者、市外転入者）の納入通知書は、業者が封入・封緘の作業を行ったうえで、被保険者へ送付します。

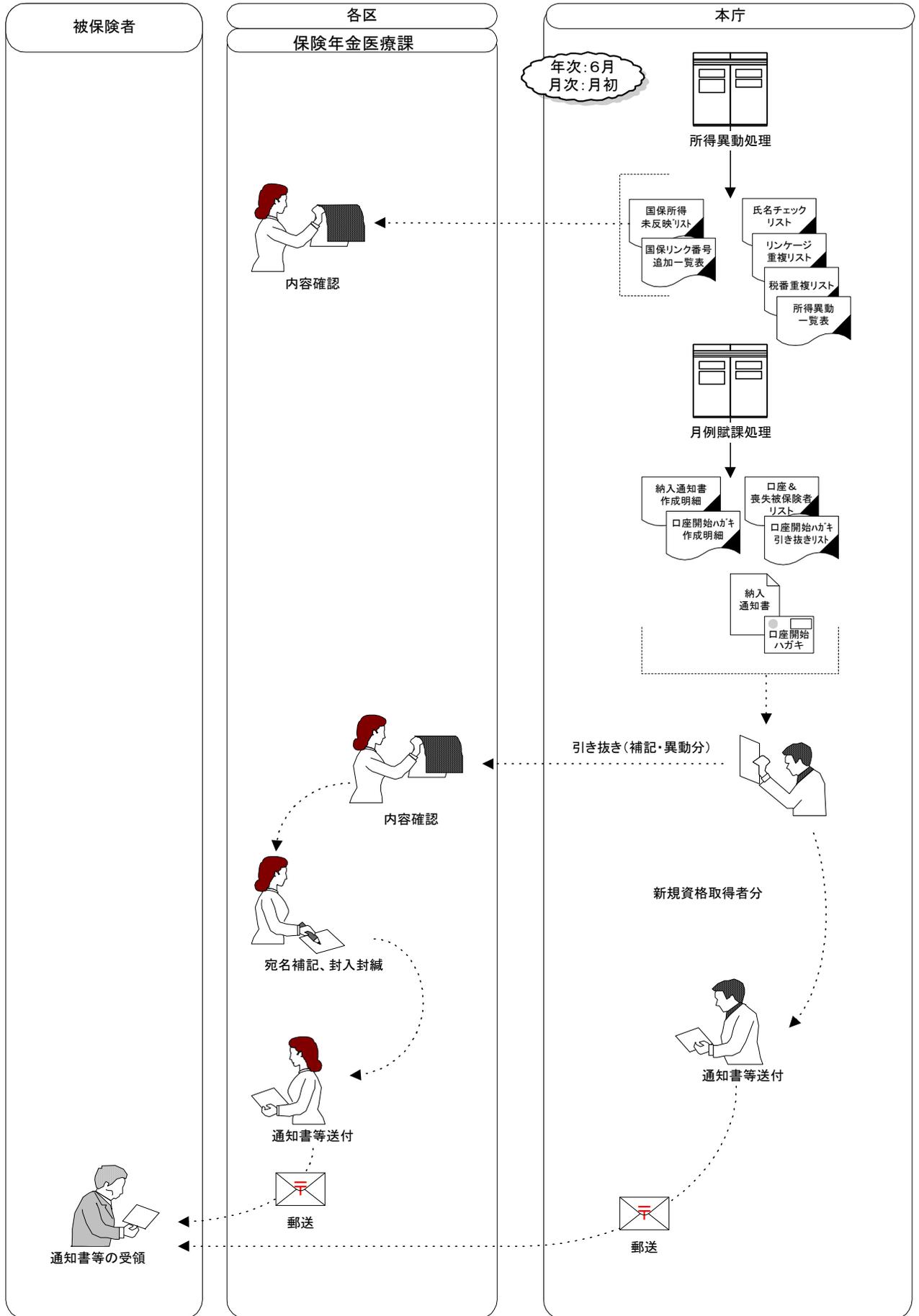
（イ）宛名補記など区において作業・確認を要する納入通知書は、リストなどとともに入区保険年金医療課に届きますので、リストに基づき宛名補記や内容確認を行い、「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」を被保険者へ送付します。

〔賦課確定処理に伴い作成される帳票、リスト〕

- ・ 介護保険料のお知らせ（納入通知書）
- ・ 納入通知書作成明細表…納入通知書の控えとして使用します。
- ・ 納入通知書作成明細表（生保分）…保護担当課（他市含む）への保険料算定結果の通知に使用します
- ・ 納入通知書引抜きリスト…補記、区間異動などの理由により、区に届けるため引き抜きされた納入通知書のリスト。（業者の封入送付対象外）
- ・ 納入通知書宛名補記リスト…区において宛名補記を行う納入通知書のリスト。
- ・ 口座振替開始のお知らせ（口座開始はがき）…口座振替を開始する被保険者への振替開始の通知に使用します。
- ・ 口座開始はがき作成明細表…口座開始はがきの控えとして使用します。

- ・口座開始はがき引抜きリスト…補記などの理由により、区に届けるため引き抜きされた口座開始はがきのリスト。
- ・口座開始はがき宛名補記リスト…区において宛名補記を行う口座開始はがきのリスト。
- ・口座開始はがき未作成リスト…資格喪失のため未作成の者のリスト。
- ・口座振替取消・対象者リスト…口座振替を取消した者のリスト。
- ・口座&喪失リスト…調定残がある資格喪失者で口座振替となっている者のリスト。
- ・老齢福祉年金対象者喪失リスト…老福受給者で資格喪失した者の国保年金医療係（老福担当課）への通知に使用します。
- ・減額明細表…滞納繰越調定及び過年度調定が減額した方を対象に作成されており、滞納整理カードの整備に使用します

賦課確定処理と納入通知書作成・送付



5. 保険料の遡及賦課

1. 遡及賦課が発生する理由

過去に遡って保険料設定の基礎となる事実が変更されることにより、保険料額の遡及変更が必要になる。

- ・ 被保険者の転入を把握していなかった場合
- ・ 被保険者の所得が判明するなど、所得更正が行われた場合
- ・ 世帯員の課税状況が変更した場合
- ・ 滞納者に遡って減免を適用する場合 など

2. 遡及の年限（いつまで賦課の調定額を変更できるのか）の考え方

保険料の徴収権の消滅時効との整合性を図る観点から 2 年を上限にさかのぼっての賦課の更正を行う。ただし、保険料の賦課は年度単位で行う。

【参考】(2002.6.4 全国課長会資料より抜粋)

賦課権に係る期間制限

保険料の徴収権は、2 年の消滅時効が適用される(※1)のに対し、徴収の前段階である保険料の賦課決定や更正については、法上、期間の定めはないが消滅時効の期間に合わせて 2 年と解することが適当である。したがって、賦課期日現在に被保険者である場合には第 1 納期限の翌日(※2)から、賦課期日時点で被保険者資格を取得していない場合には保険料を課することができることとなった日の翌日(※3)から、それぞれ 2 年以上経過した後は、当該年度の賦課権が存在しない。

※ 1 介護保険法 200 条

※ 2 神戸市の場合、特別徴収の人は 5 月 11 日(公金として収納される日の翌日)、普通徴収者の場合は 7 月 1 日

※ 3 神戸市の場合資格取得日の翌日。ただし、4 月 2 日～6 月 30 日資格取得者は 7 月 1 日と解する

上記の考え方に基づいた、保険料賦課の修正年限

< 2年度賦課額の修正期限 >

3 年 度	4 年 度	5 年 度
←→ 年度当初有資格で普通徴収の人 および 4.2-6.30 資格取得者 7.1 ●		6.30
▼ 年度当初有資格で特別徴収の人 5.11 ●		5.10
←→ 7.1-3.31 資格取得者 資格取得日 ●		資格取得日+2年

3. 修正期限の解釈

異動の種類	考え方	システムでのチェック方法
減免	申請を受け付けた日	2年度前のオンライン画面の減免申請日でチェック。 ⇒期限過ぎると入力不可
生保	異動連絡票の右肩記載の生保の受給開始・廃止等の決定年月日	オンライン画面で入力の決定年月日でチェック。
老福	支給決定通知書(年1回10月に更新)に基づいた入力を行った日	オンライン画面で入力の届出年月日でチェック。
所得	申告を受け付けた日	2年度前のオンライン入力画面の届出年月日でチェック。
転出入日等住基・外登関連 ①住基・外登システムからの異動 ②資格履歴修正による異動(オンライン) ③住基・外登システムで届出日が設定されない異動(改製、目視修正等)	①市民課に届出のあった日(届出年月日) ②介護窓口で届出のあった異動の場合はその日 ③入力処理日(システム日付)	原則として住記システムから取り込む届出日でチェック。 資格系オンラインで異動する場合は画面で入力の届出年月日でチェック。

4. システム対応

- (1) 時効を超えた異動があった場合、減免を除いて過年度賦課履歴を賦課保留の状態で作成する。これは、遡及的異動は件数は少ないが特別な事例が多く、場合によっては賦課額に反映させることが必要になるため。
- (2) この保留状態の賦課履歴は月例処理では確定させない。保留の履歴作成の対象者チェックリストを作成。本庁でチェックの上、オンライン(52 遡及決定)で反映もしくは未反映の確定処理を行う。

■平成 27 年度からの遡及賦課の取扱いについて

これまで、介護保険料の賦課に係る更正については、保険料等の債権の消滅時効が 2 年と規定されていることを踏まえ、更正を 2 年間まで遡って行う運用が一般的とされていたが、平成 27 年度の法改正により、介護保険法における保険料の賦課について期間の制限が明確になり、新たに保険料の賦課について除斥期間が設けられた。具体的には、新設された介護保険法第 200 条の 2 において、保険料の賦課決定は、増額、減額に関わらず当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後についてはすることができない旨が規定されている。

本改正の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日であり、施行日以後に最初の納期を迎える保険料から適用される。

■平成 26 年度までの介護保険料の減額賦課について

1. 取扱い基準について

27 年度以降の保険料賦課の期間制限が 2 年と法定されたことに伴い、26 年度までの介護保険料の減額賦課については、前述「2. 遡及の年限の考え方」の規定に関わらず、以下のとおり取扱うものとする。

- ① 平成 26 年度賦課分までの保険料減額について、**申請により、理由によらず賦課の期間制限を 5 年とする。**
- ② 平成 26 年度までの保険料について平成 22 年度からの 5 年間で減額賦課の対応期間とする。
- ③ **取扱いは平成 27 年 4 月 1 日からとする。**
- ④ 2 年を超える減額賦課については被保険者からの**申請に基づき行う。**
(申請がない場合は 2 年の対応)
- ⑤ 尚、保険料減免の遡及適用できる期間についても、減額賦課の取扱いに合わせて市で独自に 2 年と規定しているが (保険料減免要領)、これについては変更しない。

2. 申請期限と減額賦課対象期間について

- ・ 平成 26 年度までの保険料の減額賦課については、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で適用期間とする。
- ・ 被保険者からの介護保険料の**減額賦課の申請日**を基準とし、具体的な申請日と減額対応期間の対応関係は下記の表とおりにする。
- ・ 平成 22 年度保険料の減額については、本来、特別徴収であれば平成 27 年 5 月 10 日、普通徴収であれば同 6 月 30 日が申請期限となるが、**平成 22 年度保険料に限り平成 27 年度末まで受け付けることとする。**

【表 1 : 各年度の保険料の申請期限について】

対象となる減額賦課	申請期限
①平成 22 年度保険料の減額賦課申請	平成 27 年度 特徴、普徴に関わらず平成 28 年 3 月 31 日まで
②平成 23 年度保険料の減額賦課申請	平成 28 年度 特徴：平成 28 年 5 月 10 日まで

	普徴：平成 28 年 6 月 30 日まで
③平成 24 年度保険料の減額賦課申請	平成 29 年度 特徴：平成 29 年 5 月 10 日まで 普徴：平成 29 年 6 月 30 日まで
※④平成 25 年度保険料の減額賦課申請	平成 30 年度 特徴：平成 30 年 5 月 10 日まで 普徴：平成 30 年 6 月 30 日まで
※⑤平成 26 年度保険料の減額賦課申請	平成 31 年度 特徴：平成 31 年 5 月 10 日まで 普徴：平成 31 年 6 月 30 日まで

- ・ 各賦課年度における 5 月 10 日、6 月 30 日が祝祭日に該当し、普通徴収の納期限及び特別徴収の公金日が別の日になっている場合は 5 年後の応当日となる。

申請期限が祝祭日に該当する場合は、その直前の開庁日となる。(以上、表 2 においても同じ)

- ※ ④⑤については、過去に 2 年の減額賦課を行っている場合は対応済みとなっているため、基本的には改めての対応は発生しない。

(27 年度以降に新たに減額賦課を行う場合においては、申請が必要になる。)

【表 2：申請時期と減額賦課対象期間の対応関係】

申請時期	減額賦課の対象期間
<p>平成 27 年度申請</p> <p>①22 年度当初資格有りの被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通徴収対象者 ・ 特別徴収対象者 <p>②22 年度中で、6 月 30 日までに資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>③22 年度中で、7 月 1 日以降に資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>上記①～③に関わらず特別徴収、普通徴収対象者とも 平成 28 年 3 月 31 日までの申請</p>	22 年度～26 年度
<p>平成 28 年度申請</p> <p>①23 年度当初資格有りの被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通徴収対象者 28 年 6 月 30 日までの申請 28 年 7 月 1 日以降の申請 ・ 特別徴収対象者 28 年 5 月 10 日までの申請 28 年 5 月 11 日以降の申請 <p>②23 年度中で、6 月 30 日までに資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収対象者、普通徴収対象者とも 28 年 6 月 30 日までの申請 	<p>23 年度～26 年度 24 年度～26 年度</p> <p>23 年度～26 年度 24 年度～26 年度</p> <p>23 年度～26 年度</p>

<p>28年7月1日以降の申請</p> <p>③23年度中で、7月1日以降に資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>資格取得日から5年を経過した28年度の応当日までの申請</p> <p>資格取得日の翌日から5年を経過した28年度の応当日以降の申請</p>	<p>24年度～26年度</p> <p>23年度～26年度</p> <p>24年度～26年度</p>
<p>平成29年度申請</p> <p>①24年度当初資格有りの被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者 <p>29年6月30日までの申請</p> <p>29年7月1日以降の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者 <p>29年5月10日までの申請</p> <p>29年5月11日以降の申請</p> <p>②24年度中で、6月30日までに資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>29年6月30日までの申請</p> <p>29年7月1日以降の申請</p> <p>③24年度中で、7月1日以降に資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>資格取得日から5年を経過した29年度の応当日までの申請</p> <p>資格取得日の翌日から5年を経過した29年度の応当日以降の申請</p>	<p>24年度～26年度</p> <p>25年度～26年度</p> <p>24年度～26年度</p> <p>25年度～26年度</p> <p>24年度～26年度</p> <p>25年度～26年度</p>
<p>平成30年度申請</p> <p>①25年度当初資格有りの被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者 <p>30年6月30日までの申請</p> <p>30年7月1日以降の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者 <p>30年5月10日までの申請</p> <p>30年5月11日以降の申請</p> <p>②25年度中で、6月30日までに資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>30年6月30日までの申請</p> <p>30年7月1日以降の申請</p> <p>③25年度中で、7月1日以降に資格取得の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも <p>資格取得日から5年を経過した30年度の応当日までの申請</p> <p>資格取得日の翌日から5年を経過した30年度の応当日以降の申請</p>	<p>25年度～26年度</p> <p>26年度</p> <p>25年度～26年度</p> <p>26年度</p> <p>25年度～26年度</p> <p>26年度</p> <p>25年度～26年度</p> <p>26年度</p>
<p>平成31年度申請</p> <p>①26年度当初資格有りの被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収対象者 	

31年6月30日までの申請	26年度
31年7月1日以降の申請	不可
・特別徴収対象者	
31年5月10日までの申請	26年度
31年5月11日以降の申請	不可
②26年度中で、6月30日までに資格取得の被保険者	
・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも	
31年6月30日までの申請	26年度
31年7月1日以降の申請	不可
③26年度中で、7月1日以降に資格取得の被保険者	
・特別徴収対象者、普通徴収対象者とも	
資格取得日から5年を経過した31年度の応当日までの申請	26年度
資格取得日の翌日から5年を経過した31年度の応当日以降の申請	不可

【参考】（平成25年6月14日 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知 抜粋）

介護保険料の賦課権に係る期間制限の取扱いについては、介護保険法に規定がないところであり、「保険料滞納者に対する保険給付の制限等に係るQ&A vol.3」問15（全国介護保険担当課長会議（平成14年6月4日開催）資料No.2。参考1）でお示ししているところです。このQ&Aは、保険料を新規に（増額して）賦課する場合の取扱いを示したものが、減額して賦課する場合にも同様に2年の期間制限を適用する取扱いが多く保険者で行われてきました。

・・・当面、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内市町村等に周知を図るようよろしくお願いします。

1. 保険料賦課額を減額する場合の取扱い

第1号被保険者の保険料賦課額については、地方税の課税標準の減額等が行われた場合には、介護保険法第200条第1項に定める保険料を徴収する権利の消滅時効の2年を超えて、遡って保険料賦課額を減額できる。なお、地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、地方税法第17条の5第4項の規定により5年以内とされていることから、この場合は、5年程度遡った減額が想定されることとなる。

2. 保険料賦課額を新規に又は増額して賦課する場合の取扱い

保険料賦課額を新規に又は増額して賦課する場合については、上記のQ&Aのとおり、保険料を徴収する権利の時効の2年まで遡って行うことができる。

参考1

全国介護保険担当課長会議（平成14年6月4日開催）資料No.2（抜粋）

＜保険料滞納者に対する保険給付の制限等に係るQ&A vol.3＞

（賦課権の期間制限について）

（問15）保険料の賦課権の期間制限は2年と解してよいか。また、賦課権の期間が2年であれば、2年以上遡って資格取得を行った場合には、2年以上前の保険料は賦課するこ

とができないが、給付額減額期間の算定の対象とはならないのか。

(回答) 保険料の徴収権は、2年の消滅時効が適用されるのに対し、徴収の前段階である賦課決定や更正については、法律上、期間についての定めがなされていないが、賦課権についても、消滅時効の期間等に鑑み、2年の期間制限によるものと解される。

したがって、賦課期日現在に被保険者である場合には第1納期日の翌日から、賦課期日時点で被保険者資格を取得していない場合には保険料を賦課することができるようになった日の翌日から、それぞれ2年以上経過した後は、当該年度の保険料についての賦課権が存在しないため、そもそも保険料徴収権が発生しておらず、給付額減額期間の算定の対象とはならない。